

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 角田寛君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） それでは、通告に従いまして、大きく3点についてお尋ねをいたします。

第1点目は介護制度改革で介護サービスの低下を招かないか、第2点目は残された山積する課題の始末は、第3点目は表佐老人福祉センターほかの防災訓練についてであります。

第1点目、介護制度改革で介護サービスの低下を招かないか。

介護保険制度導入の経緯については皆様方よく御存じのことかと思いますが、介護保険サービスとは、これまで日本では介護は家庭、家族の問題だという意識がありました。しかし、世界の長寿国となり、寝たきりや認知症のお年寄りの増加、介護の長期化など、介護の必要性や重要性がますます高まり、介護する側の高齢化など、深刻な問題が起きました。女性の社会進出や核家族化の問題、また家族だけで介護することが困難な時代を迎えて、介護保険制度がつくられることとなりました。

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその御家族を社会全体で支えていくという仕組み、システムであります。介護保険制度は2000年に創設されまして、高齢者が介護が必要になったときには、住みなれた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健・医療・福祉サービスの給付を行うために、国民の共同連帯の理念に基づき設けられたものであります。

介護保険については、介護保険料について新たな負担が起きると当時世論の反発を避けるために、その保険料の導入は、当初は半年間徴収ということで、平成12年10月から半額徴収、平成13年10月から全額徴収という経緯をたどったこと。当時、私も議会におり、議会か委員会とか、こういった説明があったことをきのうのように思い起こされます。国も恐る恐るといいますか、手探りのような状態で始めた制度ではないかと思うわけですが、その制度も非常に今となってはとても大切な、重要な制度となったわけでございます。

そんな中で、一段と進む高齢化に備えまして、昨今、地域医療・介護総合確保推進法が成立

しました。これによると、高齢者が病院や介護施設に頼らず、自宅で生活を続けられるよう、医療や介護を一体的に提供するのが狙い。市町村の役割も重くなるということでもあります。

これは、今までの介護は公で、公共で、公共にという方向づけに逆行するものではないかと思われるわけであります。介護制度改革でこれからの介護サービスは一体どうなるのか。

2014年、地域医療・介護総合確保推進法が成立しました。そこで、お尋ねをいたします。

まず1つ目、法の改正点とその狙いについてであります。

高齢者が病気で病院や介護施設に頼らず、自宅で生活を続けられるよう、医療や介護を一体的に提供するのが狙いであると。在宅で医療や介護が受けられる地域づくりと、介護などの費用を抑制するといった2つの狙いがあるとされています。今回の改革は、医療、介護全体の低コスト化、安くということですね。低コスト化の構造への転換と言われている、そのように聞いておりますが、確認の意味で、また法の改正点、その狙いについてお尋ねするものであります。

2つ目は、これまでとどのように変わるのか。

細かくはいろいろありますので、大きく上げると、市町村の役割が重くなるとか、軽度の要支援者向けの介護予防サービスが市町村の地域支援事業に移行することになるというようなことが言われておりますが、これまでとどのように変わってくるのか、これをお尋ねするわけであります。

3つ目につきましては、地域間格差を生まないかということ。

首長、市町村長がそういった軽度の方への支援事業を重要視するかどうか。自治体の財政力や職員の方の施策、立案能力、また人口規模、そういったもので各自治体ごとに格差を生んでくるのではないかというような懸念を言われておりますが、そういった地域間格差というものは起きてこないか。そういったものについての見解をお尋ねするわけであります。

4つ目には、私の一番尋ねたいところでありますが、介護サービスの低下を招かないかということ。

市町村は、毎年度の予算の中で、軽度の方の介護サービスをどれだけ提供するかを決めることになると思います。その際、事業費というものがむやみに膨らんだり大きくなったりするのを避けるために、厚生労働省は多分その上限というものは決めてくると思います。それが今度の制度のある意味の目的ではないかと思うわけですが、その際に、町としてはその枠の中で予算を決めることになると思います。財政力が弱く、そして保険料が引き上げられないとなったときには、その与えられた予算の中でそういった介護を行っていくわけですが、この介護予防のサービスの費用を抑えようとしてサービスの低下を招かないか。それをまた、NPOやボランティアの方々に依存する。そういった体制で、またそういう支払いの低い水準で報酬を考えるとという方向づけになっていくのではないか。ということは、介護予防が大事だ大事だと言いながら、実際にはそのケア、その質の低下というのが起きるのではないか。高齢者の状態をよくしないのではないかという懸念があるわけですが、そういった点について、介護サービスの

低下を招かないかを尋ねるわけであります。

5つ目としては、事業者収入というものが、保険給付から委託料、または補助金に変わるのかということを探るわけです。

今後、軽度の方の要支援者向けの介護予防サービスが、全国一律の公的保険サービスから市町村の地域支援事業所に移行すると。単純に軽度の方の保険給付がなくなれば、その方たち、非常に困って混乱するわけですが、また通所介護などの事業者においても介護報酬が減っていくというような問題が生じてきます。

そこで、事業者と町、またNPO、ボランティアの方が連携して一つの体制をつくっていくことになると思うんですが、連携して、現行と同じようなサービスを残すということになる。そういった場合に、事業者に対して、受け取る収入というのは委託料になるのか、補助金になるのか、お尋ねするわけであります。

6つ目には、介護を通しての地域づくりをどのようにしていくのか。

我が町の高齢者を抱える課題をエリアごとに洗い出して、またそういったサービスの整備と課題、日常生活のニーズを調査していく。高齢者の必要とされるものを地域ごとに把握していくということ。また、自宅で介護を受ける割合をできるだけふやすということ。地域の包括ケアシステムを活用して、要介護4、5という重度になっても施設並みのサービスを受けられる基盤を地域においてもつくっていく。公共サービス、ボランティア、この両方がベストミックスした地域づくり、こういったものが望まれてくることになると思うんですが、それよりも何よりも、介護予防で元気な高齢者を介護状態にさせない、ならないように、そういった地域づくりが大事と思われるわけですが、介護を通じての地域づくりをどのようにしていけるかをお尋ねするわけであります。

最後に、7つ目には、我が町の移行実施時期はいつごろか。

介護が必要と認定された人のうち、要支援者向けのサービスを、15年度から3年間かけて市町村が運営する事業に移されていくということではありますが、我が町としてはいつごろを予定されているのか。もう来年度から始まるわけですが、もう現実、目の前のこととして、それを尋ねるわけであります。

続きまして、大きく第2点目、残された山積する課題の始末はと題してであります。

町政では、今年度になりまして、これまで進めてまいりました垂井こども園、2番目のこども園になる予定でありましたが、垂井こども園の予定していた用地取得を交渉不調で断念いたしました。

また、前町長から大きな課題であった庁舎問題、そして温泉問題、いまだまだ何も進展がありません。そのほか、山積する課題を先送りすることも限界に近づいてきているように思われるわけであります。

そこで、以下お尋ねをいたします。

まず、通告にはございませんのでお答えいただけないかもしれませんが、来年、統一選

がございます。町長として、再出馬されるのかどうかお聞かせいただけたらと。否定されない限りは出られるんじゃないかと推測しますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思うわけですが、それはちょっと通告外でございます。もしお答えいただけたらと。

なぜかといいますと、もし再出馬されるなら、以下のことをこれから述べますが、明確にさせていただきたい。そして、住民の判断を仰いでいただいて、住民の信託を受けられるのが非常に大事ではないかと思うということでお尋ねするわけであります。

前置きがちょっと長くなりましたが、私は、幼保一元化、工業団地、まちづくり協議会、そういった審議、可決の段階ではかかわっておりませんでした。既に可決されてから、私はそのように捉え、今日に至っております。しかし、先ほど言いました庁舎問題、また温泉問題も含めて、これらの政策自体が、振り返りますと先延ばしされてきた、そのように思うわけであります。これは一つ一つ非常に大きな問題ですので、あと同僚議員からも質問があつたりしますので、細かく入るのはやめさせていただきたいと思います。大きくお尋ねしていきますので、お願ひいたします。

まず第1点目は、幼保一元化の所期の目的、狙いは。

垂井こども園に要した費用、これは中止になったわけですが、費用はどのぐらいだったのか。また、4園構想を上げられていますが、その実現はいつなのか。その費用総額は一体どのくらいを思っておられるのかということであります。

幼保一元化につきましては、幼児教育の充実を図るための事業として、幼保一元化の推進が掲げられています。施設の整備、スケジュールは平成34年度までの10年間とされておりました。しかし、垂井こども園、先日中止になったわけですが、その予定していた用地取得を断念したということで、当初、平成28年の開所となっていたと思うんです、垂井こども園については。それが困難となりました。そうなりますと、2園目が難しくなってくると、3園、4園があるわけですが、これを平成28年が難しくなるとすると、残るところの10年間と言っておられたこのスケジュールはどうなるのか。いつということを尋ねたいわけです。私は最初に申し上げますが、これから尋ねていくことには、いろんな問題、いろいろ細かく入るとありますので、いつまでということを中心に重点的にお尋ねしていきたいと思ひます。

例えば幼稚園の園児数、平成24年、垂井は55人、宮代31人、表佐25人、合原9人、府中43人、岩手18人、東58人。平成25年になりますと、垂井3人、宮代1人、表佐4人、合原ゼロ、府中8人、岩手ゼロ、東8人。このように幼稚園児の人数が大幅に減った。保育園のほうに流れたとか、いろいろあると思うんですが、こういった現状をどう受けとめられておられるのかということも含めてお尋ねしていくわけであります。

当時の副町長さんによるとこういったお話もございました。機能の一元化を目的とすると。これからのニーズは、複合的な施設、一体にすることによって適正規模が確保でき、なおかつ複合保育的な状態もサービス展開できるという考え方。指定管理制度も考慮しながら、4園でくくりたいと。あえて、今回は町長さんの言葉は出しておりません。副町長さん。

それと、当時のある子育て係長によりますと、東地区250人を基準に、4園構想で行うとバランスがとれると。イニシャルコストも抑えられるということでありましたが、それについて、幾らぐらいと尋ねましたときに、4園で、そのときに21億5,000万円ほどかかると言われたわけであります。このようなことで、幼保についての質問でございます。

その次は、工業団地の所期の目的、狙いは何であったのか。それと、これまでに要した費用は一体幾らで、いつ実現するのか。今、進んでおるということではありますが、その費用総額を、いつということとお尋ねしたいと思うわけであります。県のほうにということも含めてであります。非常に土砂の問題等で議員も頭を痛めていたところがありますけれども、現状、10メートルの高さほどにして、その場でならずとかいうことですが、そういうことを含めて、全体的にどのくらいの予算を見込んでおられるのか。

それと3つ目、全地区、今の各地区に公民館が、地区センター化という方向づけで行っていると聞いておりますが、全地区センター化はいつなのか、簡単にお聞きします。

今現在においては、2つの地区、垂井地区と府中地区がセンター化しております。あと残す5地区はそのままの状態であります。センター化されたほうはセンター条例を適用されて、そしてセンター化されていないほうは公民館条例でまだ使用されているという状態であります。行政の説明によると、どちらにおいてもさほど大きな変化はないような説明もあり、非常にわかりにくいところがあるわけですが、変わりがなければ、変える必要もなかったわけであります。私も直接は、特別進めていたほうでも、特別あれしていたわけでもございませんが、行政に何度も尋ねたところ、地区センター化を進めるということ断言されていたと思います。そういうこともあるとすれば、やはり指定管理者の問題もありますので、全て整うのは大変だとは思いますが、全地区をセンター化されるとなれば、いつなのか。いつを目的にされているのか、お尋ねしたいと思います。

4つ目、これは簡単にお尋ねします。この役場庁舎はいつどのようにされるのか。いつどのようにするのか。建てかえか修繕か、またここの場所がえかとかいうような問題、いろいろ出ておりましたが、これについてお尋ねします。いつ。

5つ目につきましては、これも簡単にお尋ねいたします。温泉はいつまでこのままにしておられるのですか。いつ活用されるのですか。活用が今されているわけですが、このままの状態をいつまで続けられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、大きく第3点目でございます。垂井町はこれまで各部門別応急対策実施機関と合同として、毎年度、垂井町総合防災訓練を実施しています。先日も府中地区で行われ、間もなくまた表佐地区でも行われるということであります。保育園、幼稚園、小・中学校と文教施設におきましては、こういった計画、防災計画、防災訓練等やっておられます。そんな中で、各自治会においても自主防災組織の活動拠点の整備がなされてきました。

そこで、お尋ねするわけですが、垂井町地域防災計画の第16節、災害時要援護者対策計画に、災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、身体障がい者、

外国人、妊婦等の、いわゆる災害時要援護者を保護、支援する体制を確立するものとする垂井町防災計画の中に書いてあります。

在宅や居宅の要援護者については、その名簿や地図等、そういったものについて作成し、その情報を利用するなどして、主に各自治会と自主防災組織により、地域における支援体制の確立はほぼ図られてきたと思われまます。

そこで、お尋ねするわけですが、我が町垂井町には大きな病院、大きな福祉施設が数多くあります。民間施設でもあるかとは思いますが、医療、介護を通して、町と深いかかわりのある施設であります。高齢者、入院患者、病人、幼児等、不特定多数の弱者の方が集合する場でもあります。

そこで、以下お尋ねをいたします。

病院、福祉施設等の防災計画、防災訓練、防災マニュアル、防災指導等についてお尋ねするものであります。

2つ目は、やはり高齢者等不特定多数の方が出入りをされます表佐にあります老人福祉センター、また数多くの方が入られます文化会館等についての防災訓練、防災マニュアル、また防災指導等、こういったことについて、どのようになっているかをお尋ねするところでもあります。

以上、大きく3点お尋ねいたしました。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） おはようございます。

ただいまの富田議員の御質問のうち、健康福祉課所管に係ります介護制度改革について、幼保一元化について、施設の防災訓練についての大きく3つについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

それでは初めに、介護制度改革についてでございますが、去る6月18日に医療法や介護保険法の改正を一本化した地域における医療・介護総合確保推進法の成立に伴いまして、介護保険制度が来年度、平成27年度から改正されることになったわけでございますが、この件につきましては先日の常任委員会におきまして御説明をさせていただいたところでございますが、今回の御質問にあわせまして、改めて御説明とお答えをさせていただきたいと思っております。

それでは、御質問でございますが、介護制度改革で介護サービスの低下を招かないかにつきまして、7つの御質問でございます。

まず1つ目の御質問の法の改正点とその狙いについてですが、これには大きく分けて2つございます。

まず1点目に、地域包括ケアシステムの構築でございますが、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図るというものです。

2点目は、費用負担の公平化や低所得者の保険料軽減割合を拡大、また保険料をできる限り

抑えるために所得や資産のある人の利用者負担を見直すというものです。

次に、2つ目の御質問のこれまでとどのように変わるかでございますが、1点目の地域包括ケアシステムの構築につきましては、全国一律の介護予防給付、つまり比較的軽度の要支援1・2の者に係る訪問介護と通所介護についてですが、市町村が取り組むべき地域支援事業に移行することと、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定するというものです。

2点目に、費用負担の公平化では、一定所得以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げることと、低所得者の施設利用者の補足給付の要件に資産を追加するというものです。

続きまして、3つ目の御質問の地域間格差を生まないかでございますが、現在実施されております予防給付、つまり訪問介護と通所介護というものは、国が定めた一律の基準のもとに運営されているため、全国どこでも同じサービスを受けることができます。しかしながら、今後は、改正によりまして市町村に事業が移りますので、市町村によって料金や内容などに差が出てくることも考えられます。

次に、4つ目の御質問、介護サービスの低下を招かないかでございますが、市町村に事業が移るということから、多様な主体による多様なサービスが提供できるようになることから、身体介護につきましては現在指定を受けている事業所に、また生活援助につきましては、指定の事業所のほかに、地域のボランティア団体などの組織を利用し、幅広いサービス提供が可能となってくるということで、基本的にサービスの低下は生まれないと考えているところでございます。

次に、5つ目の御質問ですが、事業者収入は保険給付から委託料、または補助金にかということでございますが、多様な主体による多様なサービスが展開されるようになることが考えられますが、今までの指定事業者制、つまり予防給付に類似した制度などによる場合については今までどおりで、国民健康保険団体連合会に審査支払いを委託することとなります。基本的には今の制度と変わらないということでございます。

ただ、改正によりまして、新たに地域のボランティア団体やNPO団体などの事業者が実施します事業については委託料や補助金として支払うこととなります。また、場合によっては、市町村により直接実施する事業も考えられるところでございます。

次に、6つ目の御質問ですが、介護を通しての地域づくりをどのようにしていくのかでございますが、生活介護のサービスが多様な主体で提供可能となりますよう、広報などによる福祉意識の啓発とボランティアへの人材発掘や育成から、支え合い活動の担い手の確保へと、地域づくりを行っていく必要があると考えております。

次に、7つ目の御質問ですが、我が町の移行実施時期はいつかでございますが、事業により若干時期が異なります。全国一律の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、町が取り組むべき地域支援事業に移行しますのは段階的に施行するもので、最終的に平成29年4月



からは新制度において完全実施するものでございます。

また、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定いたしますのは、平成27年4月1日からでございます。

そして、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げることと、低所得の施設利用者の補足給付の要件に資産を追加することは平成27年8月1日からでございます。

今回、制度の改正がございましたが、現在のところ、枠組みが、また概要が示されたというところがございます。詳細につきましてははまだまだ不明な点がございます。今後、詳細が示されましたら、また皆様に御提示をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上が、介護制度改革で介護サービスの低下を招かないかについての7つの御質問に係りますお答えとさせていただきます。

続きまして、幼保一元化についての御質問でございますが、幼保一元化の目的、狙いは、垂井こども園に要した費用は、4園化構想はいつ実現するのか、その費用総額はについて、お答えをさせていただきます。

初めに、幼保一元化の目的、狙いについてでございますが、これにつきましては、以前からもお話しされているかと思えますけれども、第5次総合計画のまちづくりの柱3で掲げます安心して子供を産み育てられる町の実現に向けまして、幼稚園と保育園を一元化し、就学前の教育と保育を一体と捉えて、一貫性のある教育と保育を提供することを目的としております。

さらに、幼稚園、保育園両方の機能と役割を備えるとともに、子育て相談などの機能を充実させて、地域の子育て拠点としての役割を担い、子育て家庭を積極的に支援し、子育て支援サービスの充実を図っていくものでございます。

続きまして、垂井こども園に要した経費でございますが、平成24年度に用地造成に伴う基本設計業務などにおきまして、3件でございますが、合計407万4,000円を支出しております。

次に、4園化構想の実現についてでございますが、現在のところ、垂井町幼保一元化等推進計画案第2次案でございますが、こちらのほうで予定しておりますとおり、平成34年度までに順次開設することを目標としております。ただ、それぞれの地域への説明等々がございます。住民の方の理解を得ることも必要でありますので、そのようなこととか、また国の動向、また本町の財政事情などによりまして、このスケジュールの見直し等も必要になってくることもあり得ると考えているところでございます。

続きまして、幼保一元化事業の費用総額でございますが、現段階では、同計画案で試算しておりますとおり21億5,351万円を予定しているものでございます。

以上が、幼保一元化についてのお答えとさせていただきます。

続きまして、表佐老人福祉センターほかの防災訓練についての御質問でございますが、1点目の、病院、福祉施設につきましては、病院や民間事業者におきます福祉施設につきまして、町の施設ではございませんので管理運営をしておりません。お答えをすることはできませんの

で、御理解をお願いいたします。

なお、その他の福祉施設といたしまして、こども園、保育園では各園ごとに避難経路を設けて園内に掲示するとともに、訓練は、全園共通の垂井町幼保園年間避難訓練計画表を作成いたしまして、毎月1回、命を守る訓練として実施をしております。

年度当初から順に訓練のレベルを上げるとか、災害の想定を変えるとか、事前に知らせず緊急訓練にすることなど、多彩な内容で実施をしております。

また、デイサービスとけやきの家につきましては、社会福祉協議会として管理の契約を締結しておりまして、契約書におきまして、事業計画の中で、緊急時における対策に関する事項の防犯・防災の対応について、自主防災計画により定期的訓練及び研修を実施し、防犯・防災に努めることとしており、それぞれ策定及び実施がなされております。

2点目の表佐老人福祉センターと文化会館の防災計画、防災訓練についてでございますが、両施設ともに火災等の災害から人命を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的に、避難誘導、関係機関への通報連絡、消火活動などを定めた消防計画を防災計画といたしまして、事務所に常備をしております。

また、避難経路につきましては施設内に掲示をいたしまして、有事の際は避難できる体制を確保しております。

なお、両施設とも利用者が特定されない施設でございますので、特に第三者の避難誘導の重要性は認識しておりますので、今後は避難誘導につきまして、研修、そして訓練の実施に向けて検討してまいる所存でございます。

以上が防災訓練についてのお答えでございます。

以上、富田議員からの御質問のうち、健康福祉課所管に係ります部分につきまして、私のほうからのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 富田議員からの大きく2点目の残された山積する課題の始末はのうち、工業団地に関するお尋ねと温泉についてのお尋ねの2点について、私どものほうから御答弁をさせていただきます。

まず、工業団地に関するお尋ねでございますが、最初に、工業団地の所期の目的、狙いは、これまでに要した費用はというところでございますが、垂井町第5次総合計画においては、企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図る上で有効な手段であるということが掲げられており、より一層推進していくこととされております。

このため、重点プロジェクトの中では、企業が進出しやすくなるような環境整備を行いますということにしております。このことから、その一環として、現在、離山周辺地区への企業誘致を計画しているものでございます。

これまでに要した費用でございますが、平成22年に企業誘致候補地区選定業務として472万

5,000円、平成25年度に基本計画策定業務などおいたしまして1,163万4,000円でございます、合わせて1,635万9,000円でございます。

いつ実現するのか、その費用はというお尋ねでございますけれども、現在は平成29年度からの分譲開始を目標として、関係法令の整備、進出企業の選定等に努めているところでございます。平成27年以降は、県土地開発公社と連携を図りまして、確実に実現できるように進めてまいります。造成に要する費用を約10億円と見込んでおります。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、温泉についてでございます。

温泉をいつまでこのままにしておくのかというお尋ねでございますが、現在、朝倉温泉は温泉スタンドとして御利用いただいております。これは、かつては源泉の垂れ流し状態であったものを解決するために、利用しながら維持をしていくというところでございます。町みずからが経営主体となって施設をつくり、あるいは既存施設を活用し、温泉を利用するということは、予想される費用対効果を考えますと、優先すべき他の事業が蓄積する中で、今すぐ取り組むことは困難であると考えております。現段階では、現在の利用方法で御活用いただくことで御理解を賜りたいと、このように思います。

ただし、民間施設などでこの温泉水の利用を考えられるのであれば、大いに積極的に御利用していただきたいと考えております。

以上、工業団地に関するお尋ねと温泉に関するお尋ねの答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 富田議員の各地区センター化はいつかとの御質問についてお答えをさせていただきます。

平成26年3月定例町議会におきまして、垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例を可決していただき、本年、平成26年4月1日から垂井地区公民館から垂井地区まちづくりセンターへ、また府中公民館から府中地区まちづくりセンターへ移行しているところですが、社会教育施設の5地区公民館と、公の施設として2地区のまちづくりセンターの両方が存在をしております。

4月より半年が過ぎ、地区まちづくりセンター協議会の活動拠点として、2つの地区まちづくりセンターは地区センター長、またセンター員との連携により、地区まちづくり協議会がこれまでの生涯学習事業や社会教育事業及び地域課題解決に向け、さまざまな事業に取り組んでいただいているところでございます。

また、5つの地区公民館におきましても、地区公民館長と地区まちづくり協議会長との連携によりまして、これまでの公民館事業の充実や拡大に取り組んでいただいております。

また、地区まちづくりセンターも地区公民館も、地域の交流の場として地域の各種団体様に

活用いただいているところでございます。

今後、5地区公民館につきましても、地区まちづくりセンター化に向けまして、地区まちづくり協議会長や地区公民館協議会の役員など、地域との協議、協調、また検証をしながら、早い時期にセンター化に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の大きな2点目の残された山積する課題の始末、その中の4点目でございます。庁舎はいつ、どのようにしていくのかといったお尋ねについて御回答申し上げたいと思います。

昭和41年に竣工いたしました現庁舎につきましては、これまで幾度となく増改築を経て、現在に至っております。建築から47年が経過いたしまして、建物等の老朽化や高度情報化への対応の限界及びバリアフリー対応への不足といった多くの問題を抱え、またあわせまして、庁舎の狭隘化や行政サービス、並びに行政効率の低下を招く要因となっております。さらに、平成18年度におきまして実施いたしました耐震診断の結果につきましては、耐震性の不足が指摘されております。

このように、現庁舎につきましては、地震発生の際の安全面や、防災拠点としての機能を担う上で大きな課題がございます。地震発生後も庁舎が使用可能な状態でなければならないことを考えますと、早い時期に地震に強い庁舎にすることが必要であると私どもも十分認識をいたしておるところでございます。

このような背景から、今定例会の補正予算につきまして、御案内のとおりでございますが、庁舎のあり方検討委員会に係ります経費をお願いするなど、現庁舎の現状と問題点を洗い出し、まずは耐震化、そしてまた建てかえなのかについての検討をしていただく予定で、その必要性、それから基本理念、方針及び機能と規模等につきまして、多くの方々から御意見、検討を行っていただく運びで、現在事務を進めておるところでございます。

今後につきましては、それらをもとに、来年度の上半期には新庁舎基本構想を策定いたしまして、次の段階でございます基本計画等の策定へと順次進めていきたいと、そのような考えでございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員から冒頭に、来期に向けてのという御質問がございました。本来であります私の進退にかかわる重要な問題でございまして、再質問ならいざ知らず、最初の質問において、もしそういう質問があるのであれば正式な形で通告をいただきたいところでございますが、私も来期に向けての思いというものもございまして、この場をかりて少しお話をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

後ほど、他の議員からも、実は来期どうするんだという御質問がございまして、それに対して思いを答えるつもりでございましたので、少し今、ちょっと面食らっておるところでございますけれども、気持ちというものについては変わるところはございませんので、この場をかりてお話をさせていただきたいと思っております。

私の任期も残すところ、あと7カ月というところになったところでございます。11年、町政をお預かりして、一生懸命頑張ってまいりました。今、富田議員からも御質問がございましたが、山積する問題がある中でどうするんだということでございますけれども、まず、これをしっかりと片づける。あるいは次につなげていく。そのことが私に課せられた重要な使命であるというふうに思っております。

先ほど住民の信託を受けるべきというお話がございましたが、当然に住民の皆様の御理解を得た上での話になってまいりますが、できますなら、引き続き町政を担い、懸案する諸課題について、しっかりと対応していきたいと思うところでございます。

個人的に至らぬところ、あるいはもっとももっとというところがあるかと思っておりますけれども、ともに汗をかきながら、住民の皆さん、議員の皆さんと一緒に汗をかきながら、垂井町の発展のために今後も頑張っていきたい、そういう思いで来期頑張らせていただけたら大変ありがたく思うところでございます。

ところで、議員の御質問の中に、山積する課題の「始末」という言葉がございました。行政課題におきましては、始末、片づけてしまうということではなくて、やはり継続していくことが大事ではないかなということを思います。建てればおしまい、つくってしまえばおしまいではなくて、よく行革でも申し上げておりますが、PDCAサイクルを回していく。チェックをし、さらなるアクションを起こしていく。その継続が行政の姿であろうというふうに思います。

そういった意味で、今回、議員からは、幼保一元化、工業団地、企業誘致、それからセンター化、庁舎、温泉と、5つの問題が出されたわけでございますが、これらにつきましても、全て今すぐここで結論が出せる問題、あるいは非常に時間を要する問題があると思っております。

例えて言いますと、まちづくりに関すること、これは私の基本理念でもありますが、協働のまちづくりを推進すること、これに大きくかかわってまいるわけでありましてけれども、条例はつくりました。そして、それを動かす機能もつくりました。でも、まだまだその意識が十分醸成されているとは言えない。この醸成におきましては、やはり住民の方の理解と協力が何よりも大事であると思っております。そのためには時間がかかると思います。今できていないから、この先もできないではなく、少しでも前へ行く。住民の皆さんの理解を得ながら、少しでも前へ行く。そういった姿勢が大事な部分もあろうかと思っております。

一方で、幼保一元化等につきましても、施設をつくっていくということも大事なことであります。そのことにおきましては、先ほど御指摘がありましたように、土地の問題につきましても難航しておりました。しかし、その次に向かって、今、鋭意着々と進めておるところでございます。決して先送りしているとか、そういう状況ではなくて、着実に進めておる状況でござい

ます。このことにつきましては、議会、委員会、全員協議会等において報告をさせていただきたくていただいておりますが、それらについて議員の皆様方からさまざまな意見をいただく中で、一緒になって考えて取り組んでいるところでございます。

さまざまな課題がある中で、これをやはり一つ一つ、いろんな角度から取り組んでいく。そのためには、いろんな考え方を受け入れる必要があろうかと思えます。リーダーシップとよく言われますけれども、このリーダーシップとは単に独走ではないというふうに思えます。リーダーシップと対にある言葉が「フォロワーシップ」、周りから支える力というものがございしますが、これと相まって初めて健全な民主主義が育っていくのではないかなというふうに思えます。

私は、リーダーシップを発揮する、そのことが弱いと言われることもございますけれども、それを十分意識しながら、私どもを支えていただく周りの力、こういうものをしっかり受けながら進めていく。そのことが垂井町の底力を上げていく。民度を上げていく。私がまちづくり基本条例をつくってきた思いに合致するものであるというふうに思えます。

これからの日本社会、少子化、超高齢社会、非常に厳しい状況が待っております。それを乗り越えていく有効な手段として、協働のまちづくり、みんなが支え合う社会、この構築は非常に大きな力を持つものと思えます。このことに向かって全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 再質問をいたします。

今、町長さんのお言葉で否定をされなかったということで、私は再度そのおつもりでおられると勝手に認識しておるわけでございますが、それであれば、余計質問したくなるわけでございます。

先ほど、始末について言われました。始末ということのとり方もいろいろあると思うんですが、私、議員もそうです。全て4年間の任期と思っておりますので、私は議員の任期、この間に自分のことはきちっと始末していきたい。言いたいことは言う。やることはきちっとやっていくということの始末でございしますので、少しニュアンスが違っていたかと思うんですけれども、それで、本題に戻ります。

お尋ねいたします。

まず、介護のことにつきましては、もういろんな問題についてこれ以上入りますと、時間の制限もありますので、これ以上はやめて、大きくお尋ねします。

課長から、介護につきましてはサービスの低下を招かないとはっきり断言していただきましたので、町長さんに再確認で、サービスの低下を招かないかどうか、一言でもお尋ねしたいと思えます。

それと、先ほどの課長さん、民間施設であるから、病院等、福祉施設について手が及ばない

ようなことを言われたんですが、それは私もある程度わかっておいて質問しているわけで、非常に町とかかわりがある。大変多くの住民の方がかかわっておられることですから、そうつれなくされずに、もう少し関心を持っていただきたい。もしもということもありますので、そういったことについてももう少し関心を持っていただきたい。これは答弁ではございません。ということで質問しておるわけでございます。

それと、先ほど来より、幾つかの山積する問題についてお尋ねいたしました。これも一つずつ入っていけば大変なことです。これ以上深くはやめておきますが、一つ、私は、先日の定例会のときに健全化判断比率、また資金不足比率の報告があったときに、ここで質問したと思います。健全化であると。非常に数字的にいいということ言われたわけですが、それは、いろんな事業の先延ばしによるものではないか。また、その先延ばしによる大きなツケが来ないかということは何となく堂々と、先ほどから言っています何十億ということが幾つか幾つか出てくるわけですが、それに対して、町長はどのように言われたかといいますと、たしかためるときはためる。そして、それをまた使うときには大きくどっと使うと。行政には大きな波があるからということで、その中で、たしか優先順位とか、重要性、事の必要性、それを判断して決めていくようなことを言われたと思うんです。となれば、いろいろ言いましたが、まず一つは工業団地。課長からぼっと出ましたが、これまでの費用はあれとしまして、472万円と1,162万円、これから10億円ほどかかるということですが、これまた何十億という話になるわけですが、費用対効果について、町長に、投資効率等について、一言でも結構ですので、どのような御所感があるかお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つ、こういった庁舎問題につきまして、私、二十何年前に役場を見まして、役場は町の城だということで立候補したことがあります。それ以来、またこの場で十四、五年前ですか、耐震は大丈夫ですかとお尋ねしたときに明確な回答がなく、それは東日本大震災前でありましたので、その質問の終わった後、外で、実はある幹部の方がそれに触れると大変だから、余り今の時点ではということで、どちらかというに触れず触れずで来たわけなんです。

その後、合併等がありまして、合併問題があったときに、もう大垣市と一緒にするのではないかとということで、この庁舎はそれほどということで重要視されなかった。これは何を言いたいかといいますと、時の町長さんの意向、判断で、やはり流れが来ているわけです。さかのぼれば、今、文化会館ができていますが、あの文化会館をつくるときに、同僚議員でもよく知っておられる方があると思うんですが、時の町長が建てられて、それで一気に財政が落ちた。財政力指数が落ちたこともありますが、やはりそれはそれなりに評価されているわけで、やはりそのときに決断されることが大事ではないかと思ってお尋ねしているわけでありまして。

なぜかといいますと、庁舎の問題に絞ってお話しさせていただきますが、先日、ありがたいことに、こういった庁舎に対するいろんな調査をしていただきました。今の副町長を初め、各職員の方に一生懸命つくっていただきまして、改修か建てかえるか、場所をどこにするかということも含めてのメリット・デメリットというものをつくっていただいて、これは今、委員会

にかかっている段階ですから細かくは言えません。しかし、はっきりとある程度メリット・デメリットというものが出てきたわけです。とすると、これは以前のように避けて避けてじゃなくて、これに踏み切られた町長さんの思いはすごいと思っていますが、こういったものをつくられた。これを見て、デメリットを選ぶ人はないわけです。そうすると、今から検討委員会と言われまして、15名か何か予定されているということですが、検討委員会をつくって、来年度に基本計画。そうじゃないんじゃないですかと申し上げたいわけです。町長さん、いつまで、ずっと5年も10年もやっていかれるおつもりだから、そうだと思うんですが、先の道筋を示されるときじゃないかと。これはもう直すという内容ではないわけですよね。修復ということではないと思うわけです。やはり新しくつくられるという内容になってきているわけです。これについても、住民の方の御判断を仰いでいくとすれば、やはり来年度のある時期において、こういったものを出されて、されたらいいんじゃないかというふうに思うわけなんです。

そういった判断が、じゃあ住民の人はどうやったらできるか。アンケートをとれば、いろいろな意見も出ます。しかし、財政的にもいろんな問題が起きているのに、一般住民の方、財政的に無理ですよと言われたら、できないわけで、そういったことを全て大きく把握しておられるのは、やはり町長さん初め、副町長さん、行政の幹部の方。そういった方も含め、議員もそうですが、その辺のところ、私の思うのは決断するときじゃないかと思うんです。今からどうするんだ。何を心配するかといいますと、もしもこの庁舎を建てかえるという方向に行ったときに、どこかのショッピングがあいてきたから、ちょうどそこがいい。安く入るとか何かというなら、そういった方向づけに行ったとき、私が一番心配するのは、そこでどうこうじゃないんです。そこにかかる費用というよりも、ここがどうなるかということなんです。ここが庁舎でなくなったときに、垂井のまちづくりはどうなってくるのか。この庁舎の跡をどうするのか、この建物をどうするのか。留守家庭児童教室に使うには大き過ぎますし、普通の小・中学校じゃありませんので、そういったことを含めると、決めて、その後、このまた後、移ったときには、もしも移らなければいいわけですが、ここで作り変えれば、そういった問題も出ないかとは思いますが、そういうことも含めたら、早くいろんな方向づけをされないと、決まりました。出ていきますといったときに、ここに取り残された方、また取り残されることによって、いろんな問題が起きる方も出てくるかと思しますので、そういったことも含めて決断のときじゃないかと思しますので、もう一度、先ほどお尋ねしたことについて、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目、介護サービスの低下を招かないかという御質問でございますが、先ほど担当課長が申しましたとおり、基本的に今の運営の中では、介護サービスの低下を招かないようにしっかりと運営をしていきたいという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。



なお、先ほど議員の冒頭の発言の中で、今の介護保険制度、在宅から在施へというのは時代に逆行するというようなお話がございましたが……。

〔「言われているけれどもということですよ」と6番議員の発言あり〕

議員の思いではないということですか。そうですか。

これはやはり地域でこれから介護にかかっていくという重要な流れにありますので、決して時代に逆行しておるといふような認識ではないというふうに思っております。さらに地域とのかかわりを強く持つていくための体制づくりが必要になってくるという認識でおりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、健全化につきまして、先送りすれば、当然財政規模は小さく済むというお話でございますが、あのときにも話をしたかと思いますが、やはりその都度その都度の財政状況等を見ながら進めていく。あるいは住民サービスをどう充実させていくか。そういったせめぎ合いの中で事業が進んでいくものというふうに思います。当然ある部分、しっかりため込んだものを出して、つぎ込んでやっていかなければならない状況に来るときもあります。ただ、それもむやみやたらというわけではありません。あくまで財政規律に基づいた形の中での後年度負担をどうするか。そういったことをしっかりと考えた上での対応でございますので、単に波が来たからやると、そういう話ではない。絶えず財政規模、あるいは住民ニーズというものをしっかりと把握しながら行っておるといふ状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

企業誘致につきましては、当然に何億、何十億、10億円近くの金額を先ほど担当課が申しましたけれども、これについては、当然に入っただけで企業に土地等の購入をしていただかなければなりません。そういった収入もあるということでございますので、それに見合う先行投資は必要になってくると思います。ただ、ここで生まれる雇用、あるいは固定資産、企業の外に向かった発信力、そういったものを捉えたときに、やはりこれはしっかりと手を打ってやっていくべきだという思いでございます。費用が多少かかったとしても、これは垂井町の将来のためになるという判断でこの事業を進めていきたいというふうに思っておりますし、当然に塩漬け地にならないような形の中での企業の誘致といいますか、探してくる。そのことに今一生懸命なっておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

最後に、庁舎問題につきましては、比較表を今委員会に出させていただきましたけれども、それと、担当課長も申しました庁舎のあり方検討委員会をつくることによって、来年度の中ごろまでには何とか基本構想、基本計画を策定するような段階まで行きたいという思いでございます。

議員がおっしゃるように、町長が決めればいいではないかと。最終的には、この庁舎問題、議案として提出させていただき、議員の皆さんにも御判断をいただかなければならない問題であるというふうに認識をしております。

昨今の今までのいろんな庁舎問題を見ても、やはり単独でというか、首長自身が一人の思いの中で決めていくという状況にはないというふうに思います。さまざまな住民の方の思

いを受けながら、庁舎は誰が使うか。住民の方が使われるんです。住民の方の使いやすい庁舎、あるいは親しみの持てる庁舎、そういったものをつくっていかねばいけないということでございます。そのときに、単なる政治的な思いだけの発言ではなく、やはり住民の方をいかに巻き込んで、この庁舎問題に当たっていくか。あるいは最終的に行政が責任を持ってその提案をさせていただきますけれども、そこに至るまでの経過の中で、議会であり、住民の方であり、あるいはあり方検討委員会であり、さまざまな意見を酌み取りながら、行政の思いとして発露していく、出していく。それが行政の責任であるとは私に思っておりますので、単に私一人の思いというよりも、町民の皆さんの思いを受けてこの事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 同一質問について2回を超えていますが、特に発言の許可をします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 先ほどの町長の答弁なのですが、確かに町長お一人で決めることではありません。独断専行では困りますので、それは当然そうなのですが、我々も議会人としてやっております、やはりある時点で、町長は覚えておられるか。ある同僚議員が町長にいろいろ意見を言ったときに、議会は承認したのではないですかという、ある意味の開き直りに近いようなお言葉もあったことがあるわけでございます。我々議会としても、それについて、町長が出されたものに対して、いろいろチェックしていく、いろいろやっていくわけなのですが、一言申し上げたいのは、確かにここで今、町長が言われることは正当だと思うんですが、後出しなんですよね。今、ここで工業団地が10億円かかるということ。知っている議員もいろいろあったかもしれませんが、要するに最初に認めるような方向に来て、後出し後出しになるから、私はそれを申し上げていることでありまして、この私の考えに対して、何かありましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

決して後出しとは思っておりません。今の企業誘致に関しましても、従前のいろんな資料、どういう形でやっていくか、あるいは規模等については、常任委員会、あるいは全員協議会でしっかりと説明しておるところでございますし、先ほど議会が認めたからと。逃げみたいなことというふうに言われましたけれども、行政の執行において、私どもは提案をし、議会がそれを承認して物事が進んでいく。これは一つの流れであります。その流れの中で行政執行して以上、議会の同意というものは絶対必要になってまいりますし、また、では議会は単に同意だけかという、今までも下水道、あるいは駅周辺開発、さまざまな問題、幼保一元化についてもそうですが、特別委員会というものを設けられる中で、議員みずから研究する場を設けられました。ぜひそういった立ち上げも必要ではないかというふうに思いますので、よろし

くお願いをしたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

○2番（中村ひとみ君） おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最初に、読書推進への一考察について御質問いたします。

10月27日から11月9日まで読書週間が開催されます。この2週間体制となって、本年68年目を迎えますが、近年の読書離れを解消すべく、ここ数年、県内においても読書通帳の取り組みが顕著になってまいりました。預金通帳そっくりの冊子に、読んだ本の名前や値段を書き示す読書通帳という取り組みが県内の図書館で広がっています。

読んだ本、借りた本を本人の読書記録として残せる読書通帳の発行により、利用者からは、読書歴が一目でわかる、読書達成感を味わえると好評を得、読書への意欲を高める一助となっております。何よりも図書館の利用促進と、読書離れ対策の有効な手段の一つとなっております。

そこで、御質問いたします。

まず1点目、本町として、読書、図書館の利用促進向上の取り組みとして、どのようなことがなされておられるのでしょうか。

2点目、海津市においては、小・中学校はもとより、市民にも読書通帳が配付されており、まさに市民の読書意欲を高める取り組みとして、お年寄りからは備忘録にもなると好評です。

多治見市においては、通帳1冊を埋めると、賞状をかたどった認定書を提供し、読書意欲に努めております。

ぜひ本町においても、読書への意欲を高め、図書館の利用をより推進する取り組みとして、読書通帳を発行し、手書き方式でも、あるいは機械で印字する方式の導入をお考えになってはいかがでしょうか。

次に、スマートフォン被害対策についてお伺いいたします。

スマートフォンを持つ18歳未満の子供が、交流サイトを利用して性犯罪などの被害を受ける事件がふえ続けています。警察庁によると、2013年は前年比4.6倍の741人が被害に遭っております。携帯やパソコンを使っていたケースを含めると、交流サイトを通じて被害を受けた子供は計1,293人で、年々急増し続けています。しかも、半数以上が15歳以下の子供です。

また、先般8月に公表された文部科学省が学力テストとあわせて行う児童・生徒へのアンケート調査では、今回初めてスマホなどの平日の使用時間を尋ね、生活のかなりの時間を割いている実態が浮き彫りになりました。

それによると、小学6年生の半数以上が携帯やスマホを利用しており、学力テストの平均正答率と比較すると、小・中全教科で、使用時間がふえるほど成績の低下の傾向が顕著にあらわれております。

このように、携帯やスマートフォンの普及、依存により、子供たちの学習、教育に被害を及ぼしていることが明るみになってまいりました。

そこで、以下、御質問させていただきます。

本町における小・中学校の携帯、スマホの所持者は何人で、その割合を御説明ください。

スマホを利用している犯罪、いじめが多発していることへの防止対策として、どのようなことを推進しておられるのか、御説明ください。

また、使用についてのルールを設けている学校、自治体がにわかにならなきています。例えば子供たちが自分たちで使用時間の規制をつくる。あるいは、各家庭で、さらには学校で規制しているところもあれば、自治体として条例をつくり、一斉に規制している地域もございます。

専門家は、一定のルールを決めないといけない。待ったなしの状況だと警鐘を鳴らしております。

本町としても、子供たちの学習、教育、成長の妨げとならないように、使用に当たってのルールを設け、万全の体制を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、東日本大震災から3年6カ月を迎えました。この教訓として、また南海トラフ巨大地震がささやかれていることから、防災・減災対策のさらなる推進を願って、以下、お尋ねさせていただきます。

まず、さきの通常国会で改正災害対策基本法が成立いたしました。災害時に自分で避難することが難しい高齢者や障がい者など災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけた法律です。

改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されます。

この背景には、国が災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、2005年から求めてきた名簿づくりをまだ終えていない自治体が3割を超えている状況があり、加えて、3・11大震災で65歳以上の死亡率が6割に上り、障がい者の死亡率も住民全体の約3倍になったことへの反省点が後押ししたものです。

私も以前、一般質問において、女性の視点からの防災対策として、要援護者リストの作成、活用を御提言申し上げた経過があります。

今回の改正により、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられたことで、名簿は本人の同意を得、消防や自治会、民生委員など関係機関にあらかじめ情報が提供されますが、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人は秘密保持の義務が課せられていることをつけ加えておきます。

そこで、御質問いたします。

本町における災害時要援護者の避難対策としての名簿作成推進状況とあわせて、要援護者ごとの地域ぐるみの個別支援避難計画も必要と考えますが、今後の計画についてお聞かせください。

次に、環境省は、災害時におけるペット救護対策ガイドラインを作成いたしました。すなわち大災害時には、犬や猫などペットを飼い主と一緒に避難させることを原則とし、自治体が体制整備やルールをつくるよう促しています。

ペットは、多くの飼い主にとって家族同然のような存在ですが、東日本大震災ではペットを自宅に置いたまま避難し、精神的ショックを受けた被災者もお見えになります。飼い主と離れて放浪状態になったペットを保護する労力などを考慮すれば、事前に同行避難を取り決めておくことは重要であることから、ガイドラインの作成に至ったものです。

飼い主にとっては家族同然の存在でも、においや鳴き声、動物アレルギーなどにより、避難所でのトラブル発生の原因ともなり、大震災ではほかの避難者を気遣って、車の中やテントで寝泊まりをした避難者も少なくありません。同行避難を円滑に行い、避難所でのトラブルなどを防ぐには周到な準備が欠かせません。災害時にはペットもパニック状態に陥るだろうし、さまざまな状況を想定した上で、避難所内のペット飼育場所、地域の獣医師会への協力要請、ペット同行の避難訓練の実施、保護したペットの所有者を特定するためのマイクロチップ装着の普及促進など、決めるべきことは多岐にわたると思います。

そこで、お尋ねいたします。

本町においても、地域ごとに避難所の構造や運営の仕方などの事情が異なることを踏まえた上で、具体的な対策マニュアル作成や、体制整備などの計画の策定を急ぐべきと考えますが、現時点の体制と今後の計画をお聞かせください。

また、昨年末、12月4日成立した防災・減災等に資する国土強靱化基本法には、ソフト対策として防災教育の推進も法律に盛り込まれました。防災教育を国民を挙げてやろうというのが東日本大震災の教訓であり、今回の法整備により、その教訓が最大限に生かされる要素ができました。

本町における不測の事態を想定しての防災教育をどのようにお考えなのかお尋ねして、私の一般質問といたします。

○議長（栗田利朗君） 教育次長 中島健司君。

〔教育次長兼生涯学習課長 中島健司君登壇〕

○教育次長兼生涯学習課長（中島健司君） 中村議員の読書推進の一考察についての中の2点の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の読書、図書館利用促進向上のための取り組みについてでございます。

議員御指摘のとおり、近年、子供の読書離れや活字離れが指摘されています。このため、子供を含む町民の皆さんが本に親しむことのできるきっかけとなるような各種事業を開催し、読書の啓発を図っているところでございます。特に本は幼少の早い時期から親しむことが大切でありますので、保健センターで実施しています4カ月健診のときに赤ちゃんに本を差し上げるブックスタート事業への協力や、10カ月児には毎月、幼稚園児には隔月に本の読み聞かせを実施しております。また、小・中学生対象にブックトークを実施し、事業に関連した図書の紹介

を行っております。全学年からの依頼があり、昨年度は45回実施してきたところでございます。

このほか、各保育園、幼稚園、留守家庭児童教室には毎月50冊前後を貸し出し、図書に触れていただく機会をつくっております。

タルイピアセンター図書館では、中・高生向けのヤングアダルトコーナー設置、インターネットによる予約機能の拡充に取り組んでおります。

また、毎年、読書週間に合わせスタンプラリーを実施し、図書館を多く利用していただいた児童に対して、今年度は読書ノート、タルイピアセンターオリジナルのバッジ等を記念としてお渡しをしたところでございます。男女を問わず好評でございました。

これらの取り組みにより、昨年度のタルイピアセンター図書館への入館者数は13万4,871人で、西濃地区の町立図書館の中で一番多くの方に来ていただいております。ちなみに貸し出し状況は、22万6,294冊の貸し出しをしており、池田町に次いで貸し出し冊数の多い図書館でございます。人口1人当たりの個人貸し出し冊数は7.5冊ほどとなっております。

今後ともこれらの事業等を充実するとともに、広報や図書館のホームページ等で事業や本の紹介をし、町民の皆さんが本を読む楽しさを味わうことのできるよう、一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の読書通帳の導入についてお答えをさせていただきます。

議員御提案の読書通帳は、自分の読書履歴を目に見える形で残せるようにすることで、読書意欲を促進させ、金融機関の預金通帳に仕組みが似ていることから、貸し出し記録が預金のような楽しみも味わえるというものでございます。

読書意欲を高める一つの方法として有効な方法と考えておりますが、印字機、専用パソコン、設定費などで、1台の経費が約700万円程度と言われております。今後、手書き方式、または印字方式を導入している図書館の状況等の調査を行い、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第2点目のスマートフォン被害対策についてと、第5点目の防災教育につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、スマートフォン被害対策についてでございますが、垂井町におきます小・中学生の携帯、スマホの所有者の割合は、平成26年度全国学力学習状況調査の児童質問紙によれば、小学校6年生47%、中学校3年生72%で、小・中学校ともにほぼ岐阜県と同じ程度、全国よりはかなり低い所持率となっております。

次に、犯罪、いじめへの防止対策についてお答えをいたします。

本年度、垂井町においてネット上のトラブルは3件あり、削除依頼及び当事者への指導により解決しているところですが、議員御指摘のとおり、今後交流サイトの利用等が要因と

なるさまざまなトラブルが予想されます。しかし、現在、成人のスマートフォンの普及状況からも明らかなように、各種の携帯電話端末等はとても便利なものであります。購入するのは保護者であり、その所持について、学校教育において制限すべきものかどうか議論が分かれるところではあります。大切なのは小・中学生にもその正しい使い方が普及することであり、それが犯罪、いじめの防止対策につながるものと考えております。

御承知のとおり、本年10月1日より岐阜県青少年健全育成条例が改正され、青少年がスマートフォン等の携帯電話でインターネットを利用する場合には、就労している青少年の業務への支障や、障がい等を有する青少年の日常生活への障がい等、正当な理由がない限り、フィルタリングサービスを外すことができなくなりました。さらに、保護者には、フィルタリングをしない場合の書面の提出が義務づけられました。この条例改正については、垂井町としても、今後、岐阜県から配付されますパンフレットを活用し、各小・中学校で直接保護者への説明を行ってまいります。

また、正しい使い方について、児童・生徒には多くの学ぶ機会があります。中学校の技術の授業では、安全に情報を利用するための基本的な仕組み、具体的にはパスワードの設定やフィルタリング、ウイルスチェックなどを学びます。そのほかにも、小・中学校のさまざまな教科で、情報社会の倫理や安全への配慮について学ぶことができるよう、平成23年3月に文部科学省より情報モラル教育実践ガイダンスが示されており、それぞれの教科の授業で進められているところであります。

また、各学校区の実態に応じてさまざまな取り組みが行われております。具体的には、全生徒にスマホを使うための18の約束という資料を使って講話を行ったり、地区懇談会で全地区共通で情報モラルについての資料を活用し、さまざまなネット被害の実例を紹介したり、家庭でのルールづくりの必要性について考える機会としたりといった取り組みも行われているところであります。

次に、使用に当たってのルールについての教育委員会としての見解でございますが、先ほど説明いたしましたように、岐阜県青少年健全育成条例において、保護者の努力義務として、青少年が使用する携帯電話端末等によるインターネット利用状況の把握と、家庭でのルールづくりに取り組むことが示されております。教育委員会といたしましても、まず購入者である保護者によってこの努力義務を果たすよう、小・中学校から啓発をいたします。さらに、今後も携帯電話端末等の正しい使い方についての学習を進めるとともに、各学校で行われている取り組みについて交流するなど防止対策を推進してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第5点目の防災教育についてでございますが、岐阜県の防災教育推進の基本方針では、たとえ想定外の災害が発生したとしても子供の命を守り切ることができる学校でなければならない。そのために、家庭や地域と一丸となって防災管理教育を進めるとともに、子供たちが自分の命を自分で守り抜くことができるよう主体的に行動する力、すなわちみずから考え、判断

し、行動する力でございますが、これを育成することが学校の使命であるとしております。こうした基本的な考え方のもとに、自分の命は自分で守る防災教育を推進してまいります。

これまでは、どの学校においても、地震、火災を想定した避難訓練を実施してきましたが、多くは安全確保のための基本的行動の習得にとどまるものでありました。現在は、全ての学校において、多種多様な災害状況を想定し、自分の命を自分で守る実践的な態度や能力を身につけることを目指した命を守る訓練を実施しております。

命を守る訓練を実施する上では、学年の発達段階に応じた指導内容の発展に配慮しながら、計画を立てると同時に、教育課程編成上、無理なく実行できることや、学校と保護者、地域住民との間で登下校や引き渡し方法についての協議をしたり、災害の規模や被災状況に応じて、学校に待機させ、保護者に引き渡す判断や、地域の被害状況、安否確認等の情報を共有するなど、保護者や地域住民との連携を図ったりしております。

また、特別支援学級の児童・生徒、身体的に配慮が必要な児童・生徒等については、避難等の体制や役割を明確にし、個々に対応するよう配慮することとしております。

今後とも、命を守る訓練を通して防災教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員からの御質問のうち、健康福祉課所管に係ります改正災害対策基本法の成立を受けての町の対策につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、災害時要援護者の避難対策としての名簿作成推進状況についてですが、災害対策基本法等の一部を改正する法律が平成25年6月21日に施行されたところでございます。今回の改正で、今まで災害時要援護者と表現していたのが避難行動要支援者と変更になったのを初め、避難行動要支援者名簿の作成ということで、市町村長は当該市町村に居住する要配慮者、つまり高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者でございますが、そのうち、災害発生時にみずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないものとするものと定められたところでございます。

当町におきましては、平成24年度から当該名簿の作成に取りかかりまして、平成25年度、つまり昨年度から関係機関等に配付いたしまして、既に活用を始めているところでございます。当該名簿の現在、つまり平成25年度の登録者は全対象者に対し42%ほど、約4割でございますが、ただ、そのうち75歳以上の方につきましては、対象者総数1,034名のうち、登録者総数904名ということで、登録率は87%ほど、ほぼ9割の方が登録をしておられる状況でございます。



次に、要援護者ごとの地域ぐるみの個別支援避難計画も必要と考えるが、今後の計画はについてでございますが、そもそも個別支援計画とは、誰が支援して、どこの避難所に避難をさせるかといった内容を事前に打ち合わせて、個別計画としてまとめるもので、現在、その必要となる情報は避難行動要支援者から届け出されておりました、当町は既に名簿としてまとめられているところでございます。

その届け出に基づきまして、これらの情報を自治会や民生委員、児童委員、社会福祉協議会、管轄警察署、消防署に提供し、情報共有を行うことにより、災害時要援護者、つまり避難行動要支援者の支援を図っているものでございます。

今後は台帳への登録をさらに促進し、有事の際は、これらの関係団体と連携をとりながら、強固な支援体制の整備を図っていく必要があるものと考えているところでございます。

以上、健康福祉課所管に係ります改正災害対策基本法の成立を受けての町の対策についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 中村議員の御質問の災害時のペット対策等についての答弁をさせていただきます。

阪神・淡路大震災、また東日本大震災など、これまで発生した災害を受けまして、さまざまな課題が浮き彫りとなりまして、その中の一つといたしまして、議員が申されますとおり災害時のペット対応が上げられます。これまでの災害では、ペットと飼い主が離れ離れになることで、後にペットを保護するために多大な労力と時間が必要となることや、ペットが負傷、衰弱、死亡の危険にさらされてきました。また、ペットが放浪動物になることで、人に危害を与えることや環境の悪化をもたらすことも懸念をされております。

こうしたことから、国の防災基本計画にも避難場所や仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮事項が追加されるとともに、地域防災計画におきましても重点を置くべき事項に位置づけられております。

避難場所ではさまざまな人が共同生活を送るため、飼い主は避難所のルールに従って適切に飼育を行い、ペットに起因するトラブルの発生を防ぐ責任がございます。避難所におけますペットスペースの確保につきましては、現在、地域防災計画の見直しを進めている中で、記載の内容について検討してまいりたいと考えております。

また、町内には48カ所の避難所を指定しておりまして、議員申されますとおり、地域ごとに避難所の構造とか運営の仕方など事情が異なることから、全ての避難所にスペースを確保することは困難であること。災害発生時には避難所の形態、ペット同行者やペットの数、避難発生時の気象状況等、さまざまな条件を考慮いたしまして、ペットスペースや飼育方法を決めていく必要がございます。これらにつきましても、避難所運営マニュアルの中で記載を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。





のであれば、今すぐに取り組む覚悟が必要であります。

今回、庁舎のあり方検討委員会を立ち上げるとのことですが、これまでの経緯を考えますと、幾度となく同僚議員が繰り返し問題を提起し、やっと今になって委員会を立ち上げるのかというのが率直な感想であります。この委員会が現実的に機能し、役場庁舎の方向性が定まることを切に願います。

そこで、この庁舎のあり方検討委員会を立ち上げるに当たってのメンバー構成をお尋ねいたします。

次に、役場庁舎の場所ですが、できることなら町民の皆さんにとって、その利便性において、文化会館など町の公共施設と隣接することが望ましいと考えられます。前回、私が一般質問でしましたように、ほかの市町では既存建物を庁舎として活用している例があります。

建物の耐震や避難のための安全な動線を確保した既存建物を用途転換し、庁舎として利用することがより現実的であると思いますが、この点についての考えをお尋ねいたします。

大きくこの2点をお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの江上議員からの御質問のうち、健康福祉課所管に係りますこども園の取り組みにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、こども園の課題やニーズの検証について、今の取り組みはでございますが、幼保一元化についての課題やニーズを検証していく取り組みの一環といたしまして、先般、8月23日土曜日でございますが、子育て世帯の方々から生の御意見を頂戴するワークショップとして、子育てカフェというものを開催いたしております。当日は31名の保護者の方が出席されまして、現在の園生活への要望や子育て全般に関する悩みや意見などをいただいたわけですが、頂戴いたしました意見につきましては、速報として、園長会を通じて各保育士に情報共有したところでございます。

子育てカフェの結果につきましては、現在作成しております子ども・子育て支援事業計画にも反映していく予定でございます。

また、保護者の方から積極的な意見をいただく取り組みといたしまして、こども園では、今年度も運動会についてのアンケートを実施いたします。

また、昨年度、全園で実施いたしました5歳児アンケートにつきましては、対象年齢を拡大いたしまして、さまざまな年齢から見た幼保一元化の効果を把握するための取り組みを検討中で、実施の予定をしているところでございます。

また、こども園では、幼保一元化におけます園生活の工夫といたしまして、今年度は、夏休み期間中の幼稚園児の登園日について、例年1日であったものを毎週1回の登園といたしました。これは、保護者から、夏休み期間中に幼稚園児と保育園児で成長に差が出るのではといった意見を受けまして実施したものでございますが、登園日には料理体験やタライピアセンター

の見学等を行うなど、夏休みならではの教育・保育を実施し、大変好評であったと聞いているところでございます。

続きまして、こども園の開園をめどが立ちそうな地域から優先することについての質問でございますが、まずもって、垂井こども園の件につきましては、先日の常任委員会でも報告をさせていただいたところでございますが、今回の質問に合わせまして、改めて御説明とお答えをさせていただきたいと思っております。

それでは、垂井こども園についてですが、当初建設を予定しておりました用地の一部が地権者との交渉の結果、購入することが不可能であると判断いたしまして、その土地の取得について断念いたしましたことは、以前の全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。

その後、垂井地区内におきまして、再度、事業候補地の検討をいたしましたところ、垂井地区内におきまして、利便性がよく、広大な土地が残存する場所はやはり当該付近しかないと判断いたしまして、断念しました土地の隣接する区画を垂井こども園の建設候補地として、現在、新たな地権者に対し事業概要などの説明を行うなど、交渉を始めたところでございます。

土地の取得につきましては相手方があることでございますので、相手方の了解が得られないことには先に進むことができません。垂井こども園につきましては、現在若干計画におくれが出てはいるわけではございますが、早期に建設に着手できますよう、鋭意努力する所存でございます。

議員御提案のめどが立ちそうな地域からの実施についてでございますが、こども園の開設では、住民への説明、用地の選定、法的制限のクリアなど、事業の実施に際し、行うべき事務が多くございます。現在進めております垂井こども園と、さらに別のこども園と一緒に事務を進めることは非常に難しく、また現在進めております垂井こども園の事務を中断するわけにもまいりません。まずは現在進めております垂井こども園の開設に向けた事務に集中いたしまして、開設のめどが立った段階で、他の地域の事業に着手したいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上、江上議員からの御質問、こども園の取り組みについてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 江上議員の2点目の、役場庁舎の方向性について等についてお答えをしたいと思います。

2点ほど御質問がございます。

まず、1点目の庁舎のあり方検討委員会のメンバー構成につきましてでございます。

構成につきましては、多くの皆様方からの御意見を伺いながら、あるべき姿をより具体化していくために、1つには学識経験を有する者、それから1つには、町の区域内の公共的団体等から推薦された役員またはその団体に属する者、それから1つには公募による者、そして最後

になりますが、町職員の4つの構成をもって設置をしてみたいと、そのように考えております。

現段階におきましては、委嘱する対象者はまだ決定いたしておりませんが、庁舎につきましては、防災拠点としての機能等を有する必要があることから、防災関係の団体、あるいは男女共同参画社会の観点から女性団体をも対象にしていきたいなど、そのように考えております。よろしく願いをいたします。

続いて、2つ目の、既存建物を庁舎へ用途転換したほうが現実的ではないか。そしてまた、加えて、庁舎の場所につきましては、利便性を考慮し、文化会館などの公共施設近隣が望ましい。そしてまた、条件の合った既存建物を利用せよとの御提言でございます。

先ほど質問の中でも御紹介いただきましたとおり、本年、去る3月の議会でも江上議員から同様の御質問をいただきました。

少し紹介いたしますが、宮城県の石巻市役所が元大型商業施設について、また山梨県の山梨市役所につきましては元電機メーカーの部品工場を庁舎として活用している事例につきまして、その折、御回答をさせていただいております。

山梨市役所につきましては、事実私ども幹部職員も平成24年度に視察をさせていただいております。実に広い面積、あるいは駐車場用地も十分確保されておりまして、既存建物を有効に活用したという事例でございました。機能的にも事務スペースは十分確保されておりまして、私もその報告を実際受けておるところでございます。

このように既存の建物を有効に活用しながら、庁舎に転換しておる事例は全国にも津々浦々でたくさんございます。そういった事例も踏まえながら、庁舎問題を検討するに当たりましては、新たな場所での整備については、現段階では場所の問題はまだクリアされておりません。仮にそれらが解決されたような段階になりましたら、御指摘のことも踏まえて、選択肢の一つとして取り組んでいってもよいのではないかと、そのように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今議会に、先ほど来申し上げております庁舎のあり方検討委員会設置の経費をお願いいたしております。今後、どういった報告、あるいは答申がなされるかはいまだ予測できませんが、御提言にございました公共施設以外の建物利用も選択肢の大きな一つとして十分検討してみたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

○1番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

まず、垂井こども園についてであります。担当課長のほうから、今の場所で計画を見直したと。それにつきましては、地元の住民の皆さんのニーズ、あるいは要望をしっかりと聞いて進めていただきたい、そのように思っております。

それから、中川町長にお尋ねをしたいことは、先ほど申し上げましたように、先般の議会で

大きく全体計画を見直さないといけない。当初の計画は頓挫してしまった。平成28年4月の開設は間に合わないというような御説明をいただきました。

これにつきまして、町長はふだんから、いろいろな事業を行うに当たりましては、いわゆるPDCAサイクルを念頭に置いてやっているんだというお話をされておられます。この頓挫したことについて、その辺も含めまして、どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、庁舎建設についてであります。昨日も関東地方で震度5弱の地震がありました。防災拠点としての本町の庁舎建設、これはまさに喫緊の課題であります。今回、補正予算のほうで検討委員会を立ち上げるというふうに出てきたわけですが、私は、きょう、その具体的な委員の名前が聞けるのかなというふうに考えておりましたが、それはないということでもあります。このメンバーはいつごろ決定するのかということ。それから、その中に議会は入らないのか。3点目は、いつごろ結論がしっかりと出るのか。このことは、先ほども申し上げましたように、そんなに悠長なことを言うておられるような状況ではない。そのことを踏まえまして私の質問といたしまして、終わらせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 江上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、こども園の計画の見直しといいますか、計画を見直しておるわけではなくて、おくれが出たという認識を持っておるところでございますけれども、今お話ししましたように、最初に考えておりました用地がどうしても地権者の方とお話し合いがつかない。これはもう無理だという判断のもとに適地をいろいろと探しておりましたが、最終的にその隣の土地、若干面積が小さくなりますけれども、いろいろ工夫をしながらやることによって、当初の排水路の計画でありますとか、道路の計画でありますとか、そういったものが有効に使えるということもありまして、現在のところ、隣のところで何とか進めていきたいということで今話を進めておるところでございます。地権者の方が4人ほどお見えになりますけれども、今、鋭意話を進めておりますので、若干のおくれで済むのではないかなというふうに思っておりますが、これとPDCA、特にPDCAというまでもないというふうに思いますが、現状の中でこれをさらに進めるために、今チェックをかけ、次のアクションを起こしておるという段階でございますので、計画全体を見直すということではなく、この現状、先ほど担当課も申しましたように、次のところへ行くというよりも、これをまず確実に進めていくという段階で進めておるということを御理解いただきたいというふうに思えます。

それから、2点目の庁舎問題に関しまして、メンバーはいつごろかということですが、今回補正にも上げてありますように、報酬等を見込んでおります。これらが通りまして、しかるべき時期にメンバー等の選考をしながら、先ほど構成、4つのブロック等のお話をさせていただきましたけれども、それに沿った形で選考を進めていきたいというふうに思っており

ます。

また、議会は入らないのかということですが、これにつきましては、今までの経緯の中で、議会がこういった諮問とか、そういうものには余り入らないという形の中で議論が進んできたものと私どもは理解をしております。そういった経緯もありまして、今回、議会についてはこのメンバーの中に含んでおりませんが、先ほども別の議員の方の御質問にもありましたように、議会は議会として研究する場というものが必要であるなら、そういった対応はまた議会としてお考えをいただきたいというふうに思うところでございます。

それから、この庁舎の計画について、いつごろかということですが、先ほどの御質問にもお答えしましたように、中間報告等も踏まえて、来年度の中ごろまでには基本構想、基本計画まで行きたいなということを思っておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして、一般質問を始めたいと存じます。

先ほどの同僚議員さんと内容が重なる点があるかと存じますが、私ならではの観点で進めさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

まず初めに、我が町の課題と今後の展望についてお尋ねをしてみたいと存じます。

当初予算82億7,000万円、前年度当初予算を2億9,000万円上回る予算編成で始まった26年度も半ばとなり、今9月定例会にて1億9,240万円の補正予算を受け、予算総額84億7,916万円と、25年度決算額とほぼ同額となってまいりました。これはまさに中川町政の今任期最終年度を意識した補正内容かと受けとめております。

そういった予算の伸びを示す一方で、我が町の課題についてお尋ねをしてみたいと存じます。

今定例会にてお示しのあった健全化判断材料。大型予算を伴う事業の実施については控えてきた、あるいは先送りしてきたと感じる行財政運営だったかと御判断申し上げる一方で、御自身の任期の中で実施のタイミングを見計らわれたのかともお察し申し上げます。

ここで申し上げておかなければならないのが、町民皆さんの命を守る安心・安全に関しては、特に先送りしてはならず、重ねて、将来を担う子供たちへの投資に関しても惜しみなく投資をしていかなければならないと考えております。加えて、健全イコール事業実施控えであってはならないと申し添えておきます。

いずれにせよ、必要な時期に必要な事業の実施は当然であり、控えてきたことが、かえってツケを回すとも考えられ、そのタイミングを間違えてはならないことも御指摘させていただきたいと存じます。

そこで、幾度となくお話をさせていただいてきた経過のある公共施設の台帳整備。役場御担



当において公共施設を洗い出し、垂井町の公共施設がどうであるかが浮き彫りになったと認識いたしております。今期新たに仲間入りした公共施設も存在し、計画がありながら着手できていない未来の公共施設もあります。公共施設は、ある意味垂井町の顔であり、それらを中心にこれまでどのようなまちづくりがされてきたのかを映し出すものでもあります。

どんなことに垂井町は傾注してきたのかなど、施設が意味することの大きさを改めて実感しながら、それらから見えてきた、あるいは考えられる積み残し課題についての認識と、それらを今後どういった時期にどうしていくのかについてお尋ねをいたします。

続いて、2点目の手話通訳者常設設置についてお尋ねをしてみたいと存じます。

地域生活支援事業の必須事業の一つとして、コミュニケーション支援事業があります。聴覚、言語機能、音声機能等に障がいを持たれた方が意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、または要約筆記者の派遣を行う制度のことです。

そうした意思疎通サービスは展開されているものの、一般的には前もっての予約制となり、行きたいときにいつでもという便利な制度ではないと認識いたしております。

そこで、県内の展開を見てみますと、各務原市においては常設、嘱託職員さんで通訳者を配置とのこと。先日、各務原市長にもお会いをし、お話をお聞きしましたところ、いつ窓口に行っても安心で、ボランティアの方々にもさまざまお支えをいただいているとのことでありました。

そこで、我が町垂井町においても、手話通訳者常設配置について積極導入すべきと考えますが、そのお考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 私のほうからは、木村議員に対します1点目の我が町の課題と今後の展望についてお答えをしたいと思います。

中でも、公共施設を今後どういった時期にどうしていくのかという趣旨の御質問かと存じますが、その中に、公共施設は垂井町の顔であると。それから、それらを中心にどのようなまちづくりがされてきたかを打ち出すものであるといった御意見もあわせていただいております。

そういったようなことで、少し冒頭、14施設の検討に至るまでの経緯について触れたいと存じます。

これまで、平成24年度の庁舎問題検討委員会を皮切りに、この問題につきましては、議会と共通認識で推進すべきとの観点から、同年9月14日の総務産業建設委員会におきまして、また同月20日の議会全員協議会で庁舎問題に係りますメリット・デメリットについて御報告をさせていただきます。

翌年には、庁舎以外の公共施設も対象にすべきであるといった判断で、委員会名を庁舎問題等検討委員会に改めるなど、公共施設全般、数にいたしまして約70施設ございますが、この数につきましては、例えて朝倉運動公園で申しますと、体育館、それからプールなどは1施設で

カウントいたしておる数字でございます。約70施設にわたり、各所管課から公共施設カルテなるものを提出させることといたしたところでございます。

以降、複数回にわたる委員会開催のもと、最終14施設に絞り込む中で、それらに係ります改修費用調査を実施いたし、本年の6月12日の議会全員協議会で施設検討一覧表の提出をもって御報告させていただいた次第でございます。

今年度に入りまして、それらをもとに、これまで施設整備の方向性、並びに優先順位づけを行うべく、14施設に特化した形で公共施設耐震改修等検討委員会を立ち上げ、本年度につきましてはこれまで3回検討を重ねてまいりました。

また、当検討委員会以外につきましては、各担当課に現状を把握してもらうため、該当施設がどのような改修が必要なのか、委託業者を交えての説明会も実施したところでもございます。

さらに、所管課の考え方を私ども事前に把握するためとして、公共施設の方向性等に関しますアンケートを行うなど、その取りまとめにつきましても既に終了しておる現状でございます。

そのアンケートの内容につきましては、委員会で検討を加えるべく、耐震改修か、それとも建てかえか、また廃止すべきなのか、さらにはいずれの場合も実施年度はいつごろになるのかについて調査をいたしました。

そこで、お尋ねにございます公共施設を今後どうしていくのかといったことについて御回答申し上げたいと思いますが、今後につきましては、検討委員会で所管課のヒアリングを実施する中、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握、分析するなど、あわせて片方では、維持管理、修繕方針等に係ります中・長期的な経費の見込み、加えてこれらの経費に充当する可能な財源の見込みもあわせて立てなければなりません。14施設のみならず、いずれも、先ほど冒頭申しました、実に70施設にも及ぶ公共施設の維持管理経費も加味していかなければなりません。これまでこうした取り組みにつきましては個別に検討を実施されてまいりました。しかしながら、管理者といたしましては、財政の状況、施設の安全性、住民の利便性・サービスの3つのバランスをとりながら、慎重なる運営・経営を行っていく必要がございます。それがために、まずは現状の把握に努めることが重要でございますし、また抱えてございます施設の状態を維持するためにどれだけの労力とコストがかかっているのかといった課題につきましても、現状では、残念ながら広報不足も含めて、理解されておるとは言えない状況下でございます。

このように課題は多うございますが、年内には施設整備の方向性、並びに優先順位づけを行ってまいります。そしてまた、来年度の予算に反映できるものにつきましては措置してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、14施設のうち、庁舎につきましてはほかの施設と別途切り離して検討しておる状況にございますので、あわせて御理解賜りたいと存じます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、木村議員からの御質問のうち、健康福祉課所管に係ります手話通訳者常設配置についてお答えをさせていただきます。

手話通訳は、聴覚障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段といたしまして、講演会やイベントなどにおいては既におなじみの手法でございます。

垂井町におきましては、公共機関、医療機関、事業所、学校の相談手続などに関しまして、手話通訳者を派遣する地域生活支援事業の意思疎通支援事業として実施しているところでございます。

議員御指摘の、現在実施しております意思疎通支援事業は予約制でありまして、意思疎通を図ることに支障がある障がいをお持ちの方が役場窓口を随意に利用することに不便さを感じることは否めません。

そこで、現在、県内におけます状況を見てみますと、14の市におきまして手話通訳者を配置しているのが現状でございます。その配置の内容は、手話通訳ができる方を臨時職員として雇用し、福祉課、福祉関係課などに配置しまして、通常は所管の補助事務に従事し、庁舎内の窓口におきまして、いざ意思疎通サービスが必要となった場合に当該窓口に出向きまして、手話通訳などによりまして意思疎通の円滑化を図る事務に従事するものでございます。

議員御提案の手話通訳者の常設配置の導入でございますが、現在配置しております自治体は市レベルのみでありまして、また当町の庁舎内窓口におきまして、実際に必要となる頻度などを把握するとともに、またさきに申しあげました他の自治体の対応などを参考にしながら、人材の養成、確保を含めまして、本町にマッチしました配置の方法について検討してまいりたいと思っております。

なお、特に手話通訳者につきましては、まずは人材の確保が必要でございますので、今年度より近隣自治体と一緒に手話奉仕員養成研修事業を実施することの協定を締結いたしまして、関係団体の協力を得ながら、現在、手話奉仕員養成講座が始まったところでございます。今後もさらに手話通訳者としての人材の養成と確保を推進していく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

以上、木村議員からの御質問、手話通訳者常設配置についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。数点御質問をさせていただきたいと思っております。

前後するかもわかりませんが、まず手話通訳者の関係ですね。課長さんの御答弁のように、大きな自治体、いわゆる都道府県には手話通訳者が設置されているんですね。また、先ほどもありましたように、市レベル。基本市町村なんですからけれども、市には手話奉仕員とい

うのが設置されておるんですけれども、先ほど課長さんから人材確保の御答弁もありましたけれども、奉仕員さんを取り巻く環境というのはまだまだ厳しいものがあるということを開き及んでおりますし、今、御説明にもありましたように、今年度、社協さんのほうでそうした養成講座等々に積極的に取り組んでいただいているということは本当にありがたいなと思っておりますので、そうした部分で人材が確保でき次第、関係機関と連携を図っていただいて、まず試験的導入をされたらいかがかなあと。今、実際、役場玄関、ロビーのほうでポルトガル語さんのほうでしたかね、ああいったものが毎週水曜日にやっておりますよということが、町民皆さん、手続等々来られる方に周知がされておると思うんですけれども、ああいった形で毎週何曜日ですとか、あと、例えば申告等々の手続の大変な時期、もしくは3月、4月、異動等々で本当に手続が大変だよという時期に、一度そういった形で試験的導入などを進められたらいかがかなということ再度お尋ねしておきたいと思っております。

あと、冒頭御質問させていただきました我が町の課題ですね。総務課長さんからの御答弁で、年内にお示しをいただけるという大変ありがたい御答弁でしたので、楽しみにさせていただくんですけれども、やはり待ったなしの課題ということがあるかと思えます。先ほどの関東の地震でしたりとか、いろいろと予想のつかない、予想を超えていくような事態が最近よく起こっておりますので、次へ次へと先送りするわけにはいきませんので、先ほど別の同僚議員の質問にもありましたように、町長さんにお尋ねするんですけれども、自分の意思だけでは決められないよということがありましたが、いずれにせよ、先ほど御自身の出馬表明もありました中で御決意を強く述べられましたので、ここで改めて、そういった部分の積み残し課題に関して、次の選挙の争点にされてはどうかと。そういったことも改めてお聞きをしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほど別の答弁でもありました。優先すべき他の事業が蓄積していると。その蓄積の認識があるということでお答えもありましたので、ぜひそういったところを御自身で浮き彫りにしていただいて、また一度そういった部分をお話しただけならなと思っておりますので、私の再質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、手話通訳の件に関しまして、聴覚障がい者の方の利便性を考えてということでございます。今申しましたように、やはり実際のところ、私もよく総会には行かせていただきますが、十数名の方が聴覚障がいのグループで活動してみえる状況でございます。現実的に窓口へお見えになったときには、やっぱり筆記とか何かでお話をするというようなこともありまして、十分伝わらない部分があるかもわかりませんが、特に大きなトラブルになっておるようなところもないというような状況であると思えます。ただ、手話通訳があれば安心してできるということについては、まさにそのとおりかというふうに思います。

ポルトガル語のことを引き合いに出されましたけれども、1週間に1回でありますけれども、多くの方に御利用いただいております、ポルトガル語を使われる方にとってはその水曜日が非常に待ち遠しいといいますか、安心できる日ということでございます。そういった意味も含めまして、今、やはり人材をどうつくっていくかということにかかってくることになるかと思いますが、そういった部分を含めて、しっかりと検討していくに値する課題であるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

それから、施設に関しましてでございますが、まさに待ったなしという状況もあるわけでございますけれども、先ほど担当課から申しました財政の問題、それから安全性の確保、そして住民サービス、これらをやはりうまくコントロールしながらやっていく必要があるというような中で、一概にどれかだけを突出してやっていくというのは非常に難しい状況にもあるということでございます。そういった中で、やはり計画をつくって、それに基づいて進めていくという段階でございます。

選挙の争点にしたかどうかということでございますが、選挙の争点は自分でつくるものではなくて、いろんな論議の中から生まれるものであるというふうに思います。公約等につきましてはこれからまた練っていくところでございますので、ただ、思いとして、私はずっとこの安全・安心のことについては、いろんな各地区での自主防災の立ち上げとか、施設の整備とか、そういうことから始まって、防災メール、いろいろな形のことについては取り組んできたところでございますけれども、最終的にやはり建物ということも大事な要素であるという認識でございます。こういったものも一つの争点になる部分があるかも知れませんが、基本的には、私の思うところは、垂井町がいかに民度を上げるか。平成の合併を乗り越えて単独の町政運営をしておるところでございますが、これからの人口減少社会、超高齢化社会の中で垂井町がいかに強い町であり続けるかということにやはり意を注いでいきたい。その思いの中で、いろんな選挙についての思いというものをつくっていききたいと思っておりますので、今後、そういった公約等についてはまたお知らせする 때가来るかというふうに思っておりますので、よろしくお願をしたいと思っております。

○議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 議長の許可をいただきましたので、私のほうから、若年層人口の減少をとめるということで、2点にわたり御質問をさせていただきます。

先ほど6月議会において、若年層人口減少をとめると題して一般質問をさせていただいたところですが、今回は再度、視点を変えまして質問をさせていただきます。

前回は、企業と雇用者のマッチングについて、双方のメリットを生かした若年層雇用の拡充を目指すという施策の御提案をさせていただきましたが、国の制度等と重複する部分があるために、町単独の雇用施策として踏み切る決断には至らなかったというふうに感じております。しかしながら、今後さらなる検討をよろしくお願したいと思っております。

さて、昨今では、テレビなどの影響もあり、各地でブームとなりつつある婚活イベントについての取り組みを後押しするお考えについてお尋ねをいたします。

一昨年度より、垂井町青年のつどい協議会や商工会青年部さんを中心に婚活イベントが企画をされてきました。しかし、その影響力はまだまだ大きな波とはなっておらず、一部の方々のお知り合いを通したお見合いパーティーの域を出ないものと感じております。青年各団体の努力だけでは限界もあり、もう少し大きな波、大きなうねりが必要であろうと、そんなふうに思っております。

中川町長は、このような案件に実際行政がかかわるべきではないのかもしれないというようなお考えかもしれませんが、場所の提供や、町主催の行事における企画の一つとして取り上げることは十分可能であり、企画の内容いかんによっては大きな影響力のあるイベントとして成功できるのではないかなというふうに考えております。

そこで、県内の他市町の実例を調べてみますと、加茂郡白川町においては、ことして14年間も続いておる婚活サポートハートフルツアーがございます。商工会青年部を中心に、白川町ハートフルネットワーク委員会が主催で行っておりますが、毎年男女各二、三十名ほどの参加があり、これまでに16組が御成婚したと聞いております。

また、お隣の大垣市では、市主催でかがやき婚活プロジェクトとして縁結びパーティーを、今年度、年間6回のプログラムを用意して行っておられます。まさに市を挙げて婚活イベントに取り組み、若者たちの出会いを創出し、少子化ストップと定住化促進につながろうと思われるイベントとして取り組んでおられます。

例えて本町の場合、特別に大きな予算も使わず、新たな企画として、ふれあい垂井ピアの開催中にこのような婚活イベントを取り入れてみてはいかがかというふうに思います。2日間の開催のうち、1日のスケジュールの中で企画すれば、それなりの影響力があるのではないかなというふうに思っておりますし、また当日会場では飲食店も多く出店されていることから、デートコースとして共通利用券などで各店をめぐったり、また各イベントブースをめぐることでスタンプラリーなど、そういった企画もし、滞在時間を多く会場で過ごすことによって、双方のイベントを盛り上げる相乗効果も期待できるのではないかなというふうに思います。

これは、あくまでも一つの試みという御提案ですけれども、町内はもとより、周辺市町の男女が集い、カップリングできれば、近隣市町の減少傾向にある若年層人口にわずかではあるけれども歯どめがかけられるのではないかなというふうに思いますが、何よりも自治体が人口減少に本気でストップをかける熱意、また意気込み、これは町内の住民の皆さんにも十分伝わるところであると思っておりますし、さまざまところで大きなうねりを生み出すことにつながると思っております。

若年層人口の減少をとめるための婚活イベントを支援することで、垂井町の魅力を発信する力にもなると考えます。このような試みに挑戦するお考えをお持ちなのか、町長にお尋ねをいたします。

次に、2点目ですけれども、空き家対策であります。

空き家対策で定住促進につながる施策にならないかを検証しながら、質問をさせていただきます。

近年、多くの自治体で無視できなくなっているのが、御近所周りの生活環境の悪化を招きかねない空き家問題があります。あくまでも個人所有の財産であり、行政としても必要以上の関与はできず、結局のところ放置されたままになっているのが現状であります。

そこで、国においても空き家対策の推進に関する特別措置法の検討がなされておりますけれども、現在のところ、制定には至っておりません。

空き家といっても、一軒ごとに全く異なる状況が想定される中、画一的な対応ができないのも現実であります。まずは現状を把握することから始めなければいけません。最初は自治会など近隣住民への聞き取り調査を足がかりとして、空き家の現状を確認し、また所有者の帰宅状況の確認や所有者へのアプローチを行い、今後の居住予定や売却、また貸し家などを検討されているかなど、幾つかのパターンに分類し、検討していく必要があると思います。

このように行政側の十分な現状把握を円滑に行うためには、まず全国各地で施行され始めております空き家条例の制定が必要になると考えます。所有者の適切な維持管理を促すため、また所有者への指導、助言、勧告などを行政側が円滑に行えるよう、また近隣住民の方と所有者とのコミュニケーションが今後の空き家の防止につながるなど、住民と行政が一体となって空き家対策に取り組むことが必要になると考えます。

次に、これら空き家の有効利用と定住促進の推進を図るためには、全国的にも取り組まれ始めております空き家バンク制度を検討しなければいけないというふうに考えております。

売却、貸し家を分類した空き家情報を空き家バンクに登録していただき、ホームページなどで広く公募いたします。さらに、この制度の活用をより推進するためには、購入補助金や居住確約補助金などをあわせることも大変重要になってくるかというふうにも考えます。

また、若年層に限定して定住促進補助金なども検討すれば、若い人を呼び込む呼び水になるというふうに思います。このような取り組みをしている先進自治体も数多くあります。十分に検討をし、我が町らしい若年層人口の減少をとめる施策の一つとしてお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 藤墳議員の若年層人口の減少をとめるというお尋ねの中で、婚活イベントを企画する考えはとか、ふれあい垂井ピアの中で婚活イベントを後押ししてはどうかというようなお尋ねでございました。これについてお答えをさせていただきます。

ふれあい垂井ピアは、ふれあい垂井ピア推進協議会といいまして、各種団体で構成する協議会が設けられ、そこが運営主体となっております。この協議会で御承認いただければ、会場と

して提供することは可能かと思えます。しかし、参加者の個人情報とか、プライバシーの保護といった関係など、こういった公開で行われることの問題点などについて十分内容に配慮しなければならぬというふうに考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、少子化の要因の一つとなっている晩婚化、非婚化につきましては、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない男女に出会いの場を提供することの必要性については議員と考えを同一にするところでございます。

さまざまな実施主体が町婚と言われるまちぐるみの婚活イベントや、趣味婚と言われる同じ趣味を持った同士をマッチングするイベントなど、数多く運営されていることも承知しております。議員のお話の中にもありましたように、垂井町商工会青年部などが実施していることも承知しております。

今後、実施主体と計画段階から協議しながら進めていくことができるのであれば、場所の提供にとどまらず、側面的に支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 藤墳議員の御質問の空き家対策について答弁をさせていただきますと思います。

初めに、空き家条例についてでございますが、現在の空き家対策につきましては、住民の方からの情報を受け、所有者を確認し、現地調査を行っております。所有者が町内在住であれば、訪問等により改善を促しております。また、所有者が町外の方であれば、文書にて通知をしております。さらに、所有者が空き家の近隣に住んでおられる方の場合につきましては、自治会長など地域の方と相談をし、改善を求める対応も行っております。

空き家の状況につきまして、昨年は13件の相談を受けました。今年度9月現在では8件の相談を受けております。

また、その相談の内容でございますが、瓦が落ちてきそうで危険である。また、窓ガラスが割れており、防犯上危険である。庭に雑草が生い茂っており、管理がなされておらず、不衛生であるといった内容でございます。

また、対応している中には所有者が不明な物件もあれば、自己破産によります差し押さえ物件、金銭的な事由によりまして対応できないなど、さまざまな理由によって解決されていない事案もございます。

空き家の把握方法につきましては、先ほど述べましたとおり、地域の住民からの情報提供により把握しているのが現状でございます。

議員が申されますとおり、町のみならず、空き家問題は全国的な問題となっており、国におきましても、議員立法によります空き家等対策の推進に関する特別措置法案の検討が進められ



ております。

また、県におきましても、本年7月17日付で空き家対策等協議会が設立されまして、県の関係部局、また市町村担当部課長及び民間の団体等の関係団体によりまして構成をしております空き家対策についての協議を開始したところでございます。

こうしたことから、空き家対策条例の制定につきましては、国・県の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、空き家バンクの制定についてでございますけれども、昨年12月にも同様の質問を受け、回答させていただきましたが、議員が申されましたとおり、空き家の対策の一つの手法でありまして、また定住人口の増加とか、地域の活性化につながるものと期待されている制度と認識しております。全国的に見ましても、国の外郭団体において、空き家バンク制度と同様の事業を実施している団体もございます。

また、県の住宅供給公社におきましても、空き家相談窓口の設置を検討しているという状況もございますので、今後、関係機関等の情報も集めながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 婚活イベントにつきましては、確かに個人情報等のいろんな問題もございます。慎重に行わなければならないということは十分わかっておるわけですが、やはり多くの人が集える場の中で、そうしたこと、逆に言えば紛れ込んでと言ったほうがわかりやすいかもしれないですが、そうしたイベントというのなかなか発想としては非常におもしろいというふうに考えますので、また御検討いただきますようお願いをいたします。

空き家の問題、これは確かに国・県等、いろいろ検討なされるところであります。十分にしっかりと連携をとりながら行っていただきたいなというふうに思うんですが、やはり全体的な流れの中で、最終的に再質問として町長にお答えいただきたいなと思えるのは、今後、国も地方創生というふうな形で後はさまざまな支援プログラムが国のほうからおりてくるのではないかなというふうに思っております。

また、前回の質問同様、今回の提案も、住民にとって非常に身近な問題であるということが非常に大事であるなあとというふうに自分自身思っております。今後、地方自治体が本気で取り組む姿勢というのがやっぱり大事になってくるというふうに感じております。国の方向も、都市一極集中ではなく、地方へと向いてきている以上、逆に言えば、先進的な地方再生システムを構築する自治体生き残っていくのではないかなというふうに考えます。こうした取り組みというものは、最近シティープロモーションとか、シティーセールスとか、そんなような言葉で呼ばれておりますけれども、町の魅力をどのように売り込むかというのが非常に大事になってきておりますし、各自治体がそのためにしのぎを削っているのが多分現状だというふうに思っております。これは、先ほどのイベントや空き家対策ばかりではなく、包括的に、また一

元的に展開できる部署等も考えられて、取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思っております。それほど人口減少をとめるということに対する熱意であるとか、情熱であるとか、そういったものを、やはり中川町長の言葉を聞かせていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 藤壇議員の再質問にお答えをさせていただきます。

婚活イベントについては再質問はなかったわけでありまして、議員おっしゃるようにおもしろい、確かにそういう側面があると思います。にぎわいを創出するという部分では有効な手段ではないかな。もともと町婚というものが、都市部においては地域商業者の活性も含めて行われてきたというような経緯もあって、まちおこしの一つを担っていたということでございます。

ただ、若者の定住化ということに関しましては、議員の今までの御発言にもあるように、また空き家のことでもお話があったように、包括的な話でないと、単に定住するから補助金を出しますよだけではなくて、まず働く場所をどうするんだ、生活していく部分をどう確保するんだ、あるいは結婚して子供が生まれたら、どうやって子供を育てていくんだ、どういう環境をつくっていくんだ、そういった全てのことにかかわって、住みやすさというものを提供していかなければいけない。そのことが2点目の魅力の発信につながってくる部分かというふうに思います。

空き家に関しましては、今、国会のほうで議員発議でいろんな条例等をつくろうという形が動いております。これにつきましては、古くなった建物を壊すと、要するに地価が上がってしまうというような形の中でなかなか古い建物を壊さないという状況もある中で、そういったものの見直しということも盛り込まれるのではないかなというように思うところであります。

ただ、今、地方創生、地方に向いているという話がありましたけれども、実際のところは、この5月に日本創生会議の人口減少問題検討委員会が出した答申にもあるように、地方が置かれている状況というのは、やはり東京一極集中に大きくのみ込まれている現状にあると思います。地方がどれだけ人材をつくっても、それは東京に吸い込まれていく。そして、東京の活動というか、本拠地という形の中で地方はどんどん寂れている現状、これを何とか是正しない限りは日本全体としての人口減少はとまらないのではないかなということが提案されております。まさにそのとおりかなと思うところであります。

ですからこそ、垂井町の魅力、地方の魅力というものを発信して、定住できる対策、若者がそこに居つく。このことはやはり教育にも関係してくることで、前にもどこかでお話をしたかもわかりませんが、学校教育においてはふるさとというものを意識するような教育をすることで、大きくなって、自分の生まれ育ったところを意識できる環境といえますか、心が落ちつく場

所、そういうものをつくっていくことも一つ大事な要素ではないかなというふうに思います。

あわせて、生活していくための場、あるいは自分たちが子供を育てていく場、さまざまな場の提供、これが安全・安心であり、快適であり、利便性のある場をつくっていく。これはまさに包括的にトータルで考えていかなければならない施策かというふうに思います。

一つ一つ丁寧に掘り起こしていかなければならない問題がたくさんございますので、これをやればということではないかというふうに思いますが、でも、とって、何もやらないというわけではなくて、今、議員がおっしゃったような婚活イベント等の支援、あるいは若者が生き生きと暮らせるまちづくりに何ができるのか。そういったさまざまな展開の中で、これから垂井町の魅力を発信していく状況をつくっていきたいと思っておりますので、また御提言、御理解、それから御指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議における発言について、中村ひとみ君から、一般質問の再質問における発言部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗田利朗君） 異議なしと認めます。よって、中村ひとみ君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

引き続き一般質問を行います。

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

○4番（角田 寛君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、豪雨災害への対応ということで一般質問させていただきます。

まず最初に、先月、広島におきまして豪雨による土砂災害により甚大な被害に見舞われました。亡くなられました方々に御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

さて、第5次総合計画の後期計画が25年3月に策定され、本計画に当たっての町民意識の調査では、安全・安心分野において、災害発生時の救助活動や避難活動を円滑に行うことができるような防災体制の確立、あるいは地震や台風などへの防災対策の充実など、防災への施策の取り組みにつきまして町民の期待が大変大きくなっております。

東南海トラフによる大規模な地震発生のみならず、近年の異常気象による大型台風や局所的な豪雨による災害対策の充実が求められるようになってきております。いつどこで災害が起きても不思議でないような現状にあります。

災害に対する備えは、日ごろの訓練であったり、身近な地域の状況を把握することが災害から身を守るため大変重要であり、住民一人一人の防災意識の高揚が大変大切であると考えます。

こうした観点から、本町では、平成20年3月に地震ハザードマップ、また平成21年には洪水ハザードマップが全戸配付されてきました。

また、先日の「広報たるい」におきましても、9月1日が防災の日とあって、大々的に住民への周知が図られたところであります。住民の意識向上につながっていくことではないかというふうに思っております。

その広報の中で、「災害を知るために」の欄に住民の方が地域の避難経路や危険箇所を確認できるよう、こうした洪水ハザードマップ、また地震ハザードマップが町のホームページで紹介されておりました。また、さらに土砂災害警戒区域に指定された各区域ごとの避難経路や避難場所を提示された土砂災害ハザードマップがありまして、特にパソコンにふなれな高齢者の方々がこうした情報をとるといのはなかなか困難であるのではないかと思います。そうした意味で、こうした土砂災害警戒区域におけますハザードマップの周知度が低いのではないかと思います。

8月の広島での豪雨災害におきましても、住民の方が土砂災害の危険を十分認識していなかったという報道もございました。

そこで、こうしたきめ細かな土砂災害ハザードマップが本町において作成、開示されておりますが、どれだけの人が十分に周知しているのか、この点について伺います。

また、役場からの避難情報伝達において、自治会長や自主防災組織の会長の役割が大きくなってきております。こうした土砂災害が発生しやすい地域の情報は、それぞれの自治会長、自主防災組織への説明、あるいは会議、研修の席で十分周知されているのか、あわせて伺います。

一方、本町においても在住される外国人の方も多く見えるわけであります。そこで、本町では、財団法人岐阜国際交流センターの国際交流・多文化共生推進事業の助成金によりまして、ポルトガル語版の垂井町防災マップを作成しておられます。このポルトガル語版の防災マップの配付方法、あるいは配付状況、その周知度について、どの程度把握されているのか。

また、防災ガイドが日本語、中国語、ポルトガル語併記で、ポケット版が財団法人岐阜国際交流センターから発行されております。こうしたポケット版でございますが、そうした活用についてはどのようになっているのか、あわせて伺います。

次に、平成24年度雨量情報確認システムが本町において導入されました。従来までの東消防署に加えまして、新たに岩手地区、府中地区、宮代地区の3カ所に雨量計が設置され、局所的な豪雨に対するデータの収集が行われている実態になっております。

土砂災害が発生しやすい気象条件といたしましては、短時間降雨指数の60分間積算雨量とか長期降雨指数の土壌雨量指数を評価して、土砂災害を判断するというふうにしておりまして、避難勧告を出すにはかなり専門的な難しい判断を迫られるかと思っております。

8月の広島での事例におきましても、避難勧告、避難指示を出すのが遅かったのではないかと

というような見方も報道されております。

特にこうした大雨は夜間に起こることが多いと言われており、また最近の豪雨では想定を超える災害が発生しております。早目に避難情報を流し、避難への備えを喚起していくことが重要かと思われまます。

このため、気象庁からの大雨情報やレーダー観測による強雨地域情報など、情報の収集と解析は大変重要でございますが、本町で観測する身近な現地での情報はリアルタイムで収集できる大変貴重なデータかと思われまます。

そこで、豪雨時の監視体制において、県内4カ所で観測されるデータは、避難基準と照らし合わせて、どのように活用されているのか伺います。

また、広島での8月豪雨災害では、実は平成11年にも災害があったということで、その教訓を生かせなかったという反省がございます。

本町におきましても、昨年9月に発生した台風18号における町内一部での土砂災害、あるいは平成20年のゲリラ豪雨による甚大な被害が発生しております。こうした過去の記録、特に雨量情報と被害状況との関連性を積み上げていくことは、履歴の管理上、大変今後の役に立つものと思われまます。したがいまして、県内の4カ所で測定されております雨量情報を今後どのように管理運用、活用されていくのか。また、こうした雨量情報を地域住民にいち早く提供できるシステムの構築も必要かと思われまます。今後の本町における雨量情報の活用の仕方について、あわせて伺います。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 角田議員の4つの御質問について、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、自治会長、また自主防災組織の会議や研修でのハザードマップの周知についてでございます。

本年8月2日に自主防災組織のリーダー研修会を実施いたしました。自主防災隊長や自治会長を対象に、防災に関する研修会を毎年行っております。本年度は平成22年に可児市で発生いたしました豪雨災害に関するDVDの上映や、講師をお招きして、地震災害についての講演を行っていただきました。研修の内容につきましては防災全般を取り扱っておりますことから、議員が申されます土砂災害につきましても、今後の研修内容の一つとして検討してまいりたいと存じます。

また、研修会、会議等におきましても、ハザードマップやパンフレット等を配付し、周知してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、在住外国人の防災についてでございます。

9月1日現在の外国人登録者数は801人で、そのうちのブラジル人登録者は364人となっております。

り、実に45.4%がブラジル国籍の方が在住しておるということでございます。

議員申されました財団法人岐阜県国際交流センターの国際交流・多文化共生推進事業助成金によりますポルトガル語版の垂井町防災マップでございますが、これらは県内に活動拠点を有する民間の団体がみずから企画し、運営をし、実施する国際協力及び多文化共生の推進に寄与する事業に対する助成でございます。町内のNPO法人が平成23年度に直接財団法人岐阜県国際交流センターから助成を受けまして、多文化共生推進事業の一部といたしまして、500部を作成して配付したということでございます。

本町といたしましても資料等を提供するなど、防災マップを作成するに当たり協力をしたところであります。

また、財団法人の岐阜県国際交流センター発行の、先ほど言われましたガイドポケット版でございますけれども、平成21年に発行されましたが、垂井町防災マップと一緒に、NPO法人の方が主催の日本語教室や生活相談などで配付し、周知を行ったところでございます。今後とも在住外国人に対する防災についての周知をしてまいりたいと考えております。

次に、雨量情報確認システムでございますけれども、近年、雨の降り方が突発的、局所的になってきている状況の中で、岐阜地方気象台の観測所につきましては、関ヶ原町、大垣市に設置されておりまして、当町の降雨状況がリアルタイムに把握できないことから、町独自の監視体制を築き、迅速な災害対応を行うことを目的に、平成24年の4月に着工いたしまして、消防署に既設の雨量計とともに、府中地区まちづくりセンター、また岩手公民館、朝倉運動公園管理事務所の3つの雨量計を新たに設置し、平成24年4月に完成しておるところでございます。

この4カ所の雨量情報は、担当職員のパソコンや携帯からインターネット経由でリアルタイムに把握するように整備されております。この雨量情報の活用につきましては、議員の御指摘どおり、リアルタイムの雨量情報は避難判断を行う上で大変重要になってくると認識しております。

町の災害体制といたしましても、大雨、洪水などの警報が出たときには、警戒第1体制として、防災担当部署が警戒に当たります。その際、雨の降り始めからの雨量を集計し、上流の降水量から、泥川水位の動向を予測する基礎情報として活用しております。

また、システム導入以降、警戒に当たった災害のデータは時系列で全て保存しており、今後の避難判断基準の材料となると考えております。

また、短期的豪雨の対応とするため、職員用メール配信システムと連動を図り、一定の時間に一定量の雨が降った場合は、防災担当職員に警戒メールを自動配信する機能も備えており、夜間や休日にも担当職員がいち早く危険を察知し、災害時の初動態勢を構築できるように整備をしております。

次に、町内4カ所で測定されております雨量情報は、今後どのように管理、運用されていくのかでございますけれども、雨量情報の伝達システムを構築し、住民へいち早く情報を提供できる体制づくりが災害発生時の被害軽減に役立つ一面もあると思っております。システム設計を行っ

た際に、一般公開も検討いたしました。公開するには気象業務法に定める維持管理が必要になってくることから、ランニングコストも考慮し、現在は役場内部で運用し、実施を検討することといたしまして、そういった経緯がございます。

また、雨量情報を一般の住民がごらんになって避難行動を起こす判断をみずから行うのは非常に難しく、最終的には町長の判断で、避難場所も確保した上で避難判断情報を住民に出すことが大切であると考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 角田議員の御質問、豪雨災害への対応についての1点目、土砂災害ハザードマップの周知について答弁をさせていただきます。

垂井町地区別土砂災害ハザードマップは、平成20年に梅谷、西谷川の土砂災害の発生を機に、県土木事務所の支援を受け、県下の他市町に先駆け、梅谷、敷原地区のハザードマップを作成いたしました。

平成22年度には町内全ての指定地区を作成し、本町ホームページに掲載するほか、指定地区が属する自治会の全世帯に配付をいたしております。

この取り組みは、県下のモデルとして、ハザードマップ作成研修会でも事例紹介をされたところでもあります。

また、土砂災害防止月間である6月には、これまで谷、宮之前地区、梅谷地区、大石地区において、災害時要援護者を主体とした住民避難訓練、それと消防団や自主防災組織等による避難支援等を組み合わせた土砂災害防災訓練を実施してまいったところでもあります。

今後も継続して未実施の地域を対象に、土砂災害に対する警戒避難体制の強化や、住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

○4番（角田 寛君） 建設課長のほうからは、土砂災害のハザードマップについての周知、今後とも各地域ごとにきめ細かな周知というのが必要かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、もう一方の外国人について、企画調整課長のほうからいろいろ御説明があったんですけども、もうちょっとお聞きしていきたいのは、三百六十数名ですかね、在住の外国の方が見えるということで、その方々への周知度がどの程度かということ把握されているのかということをお聞きしたいというふうに思います。再質問とさせていただきます。

それから、町長のほうにお伺いしたいといいますが、所見をお伺いしたいんですけども、日ごろから自助・共助・公助というような連携が防災、減災につながっていくと日ごろからおっしゃっておられるわけですけども、特に今、建設課長さんからも御回答があったんですけども、特に土砂災害地域の住民の周知度というのが意外と知られてないのと、特に自治会長

さんとか、自主防災の方々へ、その地域の一人一人が周知、意識の高揚を図っていくということが大事なわけで、公的機関としての役割も、公助の中で大変重要な位置を占めるというふう  
に思っております。そうした点と、またもう一つは、今後の地域防災計画の見直しを26年度は  
図っておられるということで、こうした過去の記録を風化させないような、災害履歴の管理に  
ついてどのような状況にあるのか、あるいはどのようにお考えになっておられるのかというこ  
とで、町長の御意見を伺いたいということと、企画調整課の課長さんには、先ほどの外国人の  
実態的なものの周知度について把握されているか、この2点について、よろしく御回答をお願  
いし、再質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 角田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

担当課のほうもあわせまして、私のほうから2つともお答えをさせていただきたいと思いま  
すが、まず外国人への周知でございますけれども、先ほども言いましたように現在801人の外  
国人の方が登録されておまして、そのうちブラジル国籍の方が364人、45%ということで  
ございます。ブラジル語版の防災マップ等を配付しておるわけでありましたが、特に今のところ、  
これを周知というか、配付しておる状況でございます、どこまでそれを知っておるかという  
ことについてのフォローまでは行ってないという状況でございますので、まず見て、知って  
いただくということ。それと、先ほど質問もございましたが、週に1回、ポルトガル語の相談  
窓口等も設けております。そういった中での対応等も考えられることだというふうに思いま  
すので、今後そういった部分での、災害の時期に対して、防災マップ等の周知ということも図っ  
ていく必要があるのかなということは思っておるところでございます。そういった部分でお許  
しいただきたいというふうに思えます。

それから、2点目の防災・減災ということに関して、土砂災害の個人への周知ということ、  
どうおろしていくかということでございますけれども、先ほど担当課、建設課のほうからお話  
もさせていただいたように、それぞれ対象となる地域において訓練等を重ねておるところで  
ございます。これを継続して行っていくことによって、その周知を図っていくことが必要かとい  
うふうに思っておるところでございます。

防災の履歴に関しましては、先ほど雨量情報のことでも少しお話をさせていただきましたけ  
れども、現在、職員に対して、30分で、今は50ミリになりましたが、前は30ミリだったん  
ですが、50ミリの雨量が降ると自動的にアラームが入ってくるというような状況になって  
おります。こういった中で、すぐに初動態勢をとれるようにということでございますが、職員  
においては、そういった状況があったときに現場でどのような状況になるかということ  
を把握しておく必要もあるというふうに話をしておるところでございます。例えば30分  
に30ミリの雨なら、そこからどれくらい水があふれるんだ。どこでどれくらいの冠水  
があるのだというようなことを絶えず状況として認識しておく。その積み重ねが  
今後の災害における対策にもう一步つながっ



ていくんではないか。いち早い初動態勢がとれるためのものではないかなというふうに思います。

雨量情報を一般の方に周知するという部分につきましては、いろんな制約がある中でございますし、実際に避難勧告、避難指示を出す場合には、県の土木事務所、あるいは気象台からも連絡がありますし、我々が判断するのに、もう一つ別の、土壌に対する水分の含有量、C Lラインというのがございまして、これがある部分を超しますと気象台から一方的に連絡が入ってまいります。そういった情報を見ながら、あわせて現地での雨の降り方、それから今後どうなっていくのか、そういったことを総合的に判断する中で、避難勧告、避難指示等を出すように努めておるところでございます。

ところが、実際に避難勧告を出しても、今回、全国各地で三十何万人とか五十何万人に避難勧告を出したにもかかわらず、避難した人はわずかに何百人にとどまっておるといような状況もある中で、国のほうからは、見逃しはいけないけど、空振りはしていいから、どんどんやれというような指示も出ておるところでございますけれども、やはり住民の方々に意識を持っていただく。こういう雨の降り方をしたときにはどうすればいいのか。水平避難だけではなく、垂直避難ということも言っておるところでございますが、先ほどの話の中にもあったと思いますが、雨が夜間に降る場合にどう逃げていいかわからないということがあります。例えば土砂災害等においても、1階部分は土砂でいっぱいになっても、2階は何とか辛うじて助かるという場合があります。そういった場合に、逃げ方にもいろんなケースが想定されるということで、やはりいろんな周知の仕方があるわけでありましてけれども、避難の仕方等、あるいは災害の発生状況等、きめ細かく周知をしていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、これらを全て積み重ねた上で、住民の方にしっかりと周知をしていくべきだというふうに思っておりますので、これからまたしっかりと対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 私は、2点について質問したいと思います。

1点目、引っ越し費用の負担をという題であります。

垂井町も人口減少は免れないというところであります。現在、垂井町でも月に約20人近くの人が減っております。年間でいきますと240人減るということはもうわかっております。

そこで、他町村から垂井へ住所移転をされた人に、私は金6万円ばかり引っ越し費用を負担したらどうかというふうに思っておりますが、そういう制度をつくられたらどうかと。そこをお聞きします。他町村では8万円払っているところもあります。

それから2番目、観光についてであります。

垂井町では名所旧跡がたくさんありますけど、あり過ぎて、なかなか焦点が絞れないという

ところがあります。例えば日守、三和シャッターの西ですね。あそこの山麓に、昔、鉄鉱石を溶かして鉄剣をつくったといういわれがありまして、あそこにも残渣が出てきております。その残渣がまたタリイピアセンターの中に今展示されておりますので、興味のある方は見ていただきたいと思っております。

また、鉄剣につきましては、神話ではたくさん鉄剣のお話が出てくるんですが、中国ではその当時、青銅剣しかまだ出てきてないんですね。そうしますと、日本の方が先、鉄剣の技術が進んでおったのではないかという思いがあります。

それからもう一つ、大海人皇子が吉野から逃げてきまして、桑名へ来て、なぜこの田舎の垂井へ上ってきたのかというのが、私自身、疑問に思っておりましたが、奈良時代、中臣鎌足の初代、その人が栗原に領地を持っておったということがある文献に書かれております。それで、天智天皇と中臣鎌足は親しかったのではないかという話がありますが、実際には大海人皇子と中臣鎌足がつるんでおりまして、そういうことで、吉野から桑名を通過して、垂井へ来たというのならうなずける話かなという思いがあります。

そこで、垂井町では観光パンフレットが日本語で書かれたのがたくさんつくられておりますが、この際、英語、朝鮮語、中国語で書かれた観光パンフレットもつくるべきではないかと思っておりますが、そういう考えはあるのでしょうか。

2点目の中で、観光案内は街角案内の人が十分対応されておりますが、外国人で、例えば英語で話せる人ですね。そういう人も学校へ行かれた婦女子の人がたくさん見えまして、お話しできる人は見えると思っておりますので、そういう人をお願いして、1時間800円ぐらいで外国人の案内をしてもらえるボランティア活動をつくる考えはあるかないかということをお聞きします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 吉野議員の引っ越し費用の負担についての御質問がございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

今年5月に発表されました民間有識者で構成されております研究機関の報告によりますと、20歳から39歳までの若年層の激減に伴いまして、全国市町村の半数近い896自治体が消滅するおそれがあるということでした。

これを受けまして、岐阜県では有識者で構成する岐阜県人口問題研究会を設置し、人口減少対策に関する有効な施策展開に向け、人口の実態分析に関することなどを各市町村と情報共有しながら、さまざまな研究を行うこととしています。

当研究会において、8月、県内市町村を対象に人口問題に関する状況調査が実施されました。この結果によりますと、多くの市町村で人口減少対策としてさまざまな施策を実施しています。しかしながら、議員申されます引っ越し費用負担のみを捉えた施策では、移住・定住促進にはなかなか直結せず、非常に難しいものではないかと考えているところでございます。例えば住宅取得費用の支援、また定住後の政策としまして、就業支援、子育て支援、さらには安心して

定住・移住できるような支援など、さまざまな施策と組み合わせることでより多くの効果が期待できるものと考えております。

垂井町は、幸いにして消滅可能性の都市に該当しないとされておりますけれども、全国的な問題でもある人口減少問題にも取り組む必要があると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 吉野議員の観光についての質問の中で、外国語で書かれたパンフレットを作成してはどうかということと、英語で話ができる観光案内人を必要なときだけ雇ってはどうかというお尋ねがありましたので、このことについて答弁をさせていただきます。

本町は、町と垂井町観光協会が連携を図りながら観光振興を図っております。観光パンフレットや観光案内につきましては、主に観光協会がその業務を担っております。

この観光協会は、本年4月に総会を最高意思決定機関とし、会員による理事会のもと、宣伝部、企画部、おもてなし部の3つの部を設置して、会員の意見を積極的に取り入れて運営していく組織体制に改められたところでございます。

その理事会や各部会の中では、議員と同じ考えでございまして、外国語表記による観光パンフレットだとか、外国人観光客の案内を初めとしたおもてなしの受け入れ体制、これらを今後大きな課題として取り組むこととして検討されているところでございます。

観光協会の中には外国語ができる会員が多数いらっしゃいますが、それだけでは十分な受け入れ体制が務まらないため、議員先ほども申されました観光資源、あるいは歴史資源、これらについて説明できる知識と、日本へ来てよかったなと感じていただくおもてなしの心、これらを身につける勉強会が必要であるということが今議論されているところでございます。

また、外国人を対象にするPRといたしましては、周辺市町と一緒に広域で取り組んだほうが効果が出るのではないかとといったような検討も含め、前向きに進められているところでございます。

このようなことから、議員御提案の外国語パンフレットにつきましては、なるべく早い時期に観光協会が主体性を持って作成できるように、町といたしましては強力的にバックアップしていきたいと、このように考えております。

また、外国語の観光案内につきましても、今後の観光協会のおもてなし部の活躍を大いに期待するものでございますが、近いうちにはその体制が整うものと思っております。

御提案をいただきました、必要なときに1時間800円でどうかというような報酬を支払うことについても、十分町としても検討しながら、強力的にバックアップをしていきたいというふうと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

○3番（安田 功君） こんにちは。2つ質問をいたします。

保育園について、最初にお尋ねをいたします。

保育園に入園すると、まず短時間の保育から始めて、子供が段階的に環境になれるようにする期間を設けている場合があります。これをならし保育といい、1週間から10日間ほどが一般的なようです。

ならし保育のやり方は、園の考え方、子供の年齢や個性によって違います。例えば初日は1時間だけ、2日目、3日目は午前中、4日目は給食まで、5日目はお昼寝もしてというように、子供の様子を見ながら段階的に保育時間を延ばしていきます。

親の勤務の都合や、子供の様子を見て期間を調整してくれる園も多く、ゼロ歳から2歳では1週間ぐらいが一般的ですが、短くて3日、長くて2週間ぐらいのようです。

さて、このならし保育ですが、突然知らない場所に連れていかれ、置いてけぼりにされる子供の気持ちを考えるともちろんあったほうがいいのですが、親さんにとっても、子育て中心の毎日から職場復帰への急激な環境変化を緩和する上で大いに必要性があると考えます。

公立の保育園の場合、大抵の自治体で月末までに保護者が勤務開始するのであれば、月初めから入園が認められるなどの対応がなされているようです。

このように、勤務開始前から預けられるのであれば、育児休暇明けの人はかなり柔軟なスケジュールを組むことができます。時間がとれるのであれば、親子でゆっくりなれていったほうがその後の生活リズムもつくりやすくなると思います。

最近では、親子で体験保育をする形のならし保育もあるようです。親も保育の様子を見ることができるので安心できます。また、多くの保育園が地域の子育て家庭を対象とした園庭開放や体験保育、広場、育児講座などの子育て支援事業を実施しています。そんな機会を利用して、入園前から子供に保育園になれておいてもらうのもよい方法です。

私は、この体験型のならし保育が最も有効で、今後、その機会や回数をふやしていけたらよいと考えます。

現在、垂井町においては、このようなならし保育が一斉に実施されることはなく、個別の対応についても設けられていないと聞いておりますが、現状はどのようなものであるのか。また、今後の必要性についてはどのような認識でおられるのか、健康福祉課長の答弁を求めます。

次に、脳ドックについて質問をいたします。

脳ドックとは、症状があらわれていない方を対象に、脳や脳の血管の状態を詳しく検査し、脳の病気や危険因子を発見することを目的としたドックです。脳の病気は、突然発症して、一瞬のうちに生命を奪ったり、言語障がいや麻痺などの重い後遺症を残すことも少なくありません。脳ドックの検査は、特に症状が見られないまま進行する脳の病気の発見にすぐれた成果を上げています。

脳ドックでは、主に脳血管の破裂リスクとなる脳動脈瘤、血の塊で血管が詰まる脳梗塞、そして脳腫瘍や脳萎縮などの有無を調べることができます。また、最近では、診断装置の発達に

よって、以前ではわからなかった、ほとんど自覚症状を伴わない無症候性脳梗塞も発見できるようになりました。

脳の中にこうした異常があることがわかれば、大きな脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血など、重篤な脳疾患を未然に防ぐことが可能です。

脳ドックの検査項目は実施施設によって多少の違いがありますが、中心となるのはMRIとMRAによる画像診断です。そのほか、脳波検査、心電図検査なども行って、多方面から脳の病気の兆候、また危険因子を探ります。

体の状態をチェックして、病気の早期発見、早期治療に役立つ目的で始められた従来の人間ドックというものがありますが、残念ながら全ての病気に対して万能というわけではありません。

これは従来の人間ドックが主に生活習慣病の兆候を発見することに重点が置かれていたため、日本人の死亡原因の第3位となっている脳卒中については、危険因子を把握しても、脳の病変まで知ることはできなかったのです。

つまり、今までの人間ドックでは、高血圧や高脂血症、肥満など、脳の血管の病気の原因となる症状は把握できても、脳の血管そのものの異常は見つけれないということです。

一般に人間ドックやがん検診などで、肺、胃、大腸のレントゲン写真や内視鏡での診断は経験しても、脳の画像診断を受けた経験を有する方は少ないと聞いております。

繰り返しになりますが、脳梗塞や脳出血、クモ膜下出血などは、生命を一瞬にして奪ったり、言語障がいや麻痺などの重い後遺症をもたらすことも少なくありません。

小淵恵三元首相や長嶋茂雄さん、オシム元日本代表監督が脳梗塞で倒れたり、巨人軍の木村拓也コーチがクモ膜下出血で亡くなられたニュースも記憶に新しいところです。これらの病気は、発症してからの治療では既に遅く、発症を防ぐための予防が極めて重要です。

そこで、脳の病気を未然に発見するために、1980年代の後半にスタートしたのが脳ドックです。健康への意識が高まる中、受診者も年々増加しています。検査の主役となるのは画像検査で、それに加えて、血液検査、尿検査、心電図、頸部超音波などが行われます。苦痛はほとんどありませんので、安心して受けることができます。

これらの検査で発見の対象となる病気は、脳梗塞を初め、未破裂動脈瘤、脳腫瘍、脳動脈奇形、歌手の徳永英明さんも闘病されたもやもや病、認知症など、多岐にわたります。万が一何らかの異常が発見されたとしても、多くはすぐ進行、悪化するおそれのないもので、経過観察となります。これは、食事や運動などの生活習慣の改善を行えば、特別な処置をしなくても病気の発症を回避することができるということです。

高血圧、糖尿病、肥満、あるいは家族に脳卒中になった人がいるなどの危険因子がある人は、自分の脳の状態を知る貴重な機会です。これらに該当する人は、40歳を過ぎたら一度は脳ドックを受診したほうがよいのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたしますが、垂井町では、脳卒中や脳出血の現状はどのように把握して

おられるのか。また、脳の病気を未然に発見するために、脳ドックを推奨、推進していくおつもりがあるのかないのか、健康福祉課長の答弁を求めます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの安田議員からの2つの御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のならし保育についてでございますが、通常、新規に入園する児童につきましては、集団生活への適応などを目的といたしまして、短期間ではございますが、通常の保育実施よりも短い時間に限定して保育する、いわゆるならし保育を行うものでございますが、当町では、現在統一的なならし保育については実施しておりません。

しかしながら、当町では、入園後、児童の状況や保護者の希望を聞きまして、一人一人に合った個別の形で、ならし保育に相当する方法を実施しているところではございます。

また、月末に保護者が勤務開始をするのであれば、月初めから入園を認めるなど、柔軟な受け入れを実施しております。

ただ、入園の前の月からのなれるための保育については、定員やクラス編制の関係から実施することはできません。

入園前からなれるための保育を御希望の方につきましては、子育て支援センターや一時的保育の利用、または子供と一緒に園内見学をする方法など、集団生活や、保護者から離れて生活する機会を提供して、入園後、児童や保護者が安心して園生活を開始できるよう努めているのが現状でございます。

児童が安心して園生活を開始するためには、ならし保育は必要であると考えておりますが、統一した画一的なならし保育として実施することは難しいことから、今までどおり個別に柔軟に対応するとともに、既にある施設や制度を活用した、いわゆるなれるための保育を継続していく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、脳ドックについての御質問でございますが、当町の疾病の現状につきまして、国民健康保険と後期高齢者医療の統計資料でございますが、平成25年5月診療分の医療件数を見ますと、総合計で1万1,864件のうち、脳血管障害の受診件数は834件で、約7%ほどを占めているというような状況でございます。

それに対しまして、医療費でございますが、同じ資料の5月診療分の全疾病の医療費に対しまして、脳血管障害は約17%を占めているというような状況でございます。

さらに、脳血管障害関連の受診率では、75歳未満の方は約3%、県下では22位ということですから。75歳以上では約17%、県下では32位と、受診率は若干低いということがわかっております。

また、脳ドックによります予防健診は、脳卒中が国民病でありました我が国独自の健康形態としまして、MRI、MRAなど画像診断が普及し始めました1988年ごろから、無症候性脳梗塞、隠れ脳梗塞でございますが、この検診を主体とする脳ドックが開設されたのが始まりとさ

れております。

議員御指摘のとおり、高血圧治療の進歩で脳出血が激減し、現在では脳卒中は国民死亡の第3位となっているところですが、脳卒中は、麻痺や高次機能障害などの後遺症が高い確率で残る点のがんや心筋梗塞と大きく異なる点でございます。このため、高齢者の介護費用への影響も多大なものがありまして、脳卒中の予防は健康福祉施策上、重要なポイントでございます。

脳卒中などの原因は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患、生活習慣病などが上げられまして、これらの予防策としましては、原因疾患の治療と生活習慣の改善が中心となり、食生活を初めとする生活習慣の改善が極めて大切であることがわかっております。

現在、町といたしましては、生活習慣病予防のため、法で定められました特定健康診査、ぎふ・すこやか健診、法定外では30歳健康診査などとともに、栄養や食生活改善のための教室やセミナーを食生活改善協議会の協力を得て開催しているところでございます。

今後とも、町といたしましては病気の傾向や健康の状況等を分析し、また医師会とも情報を交換しながら、現在実施しております健診などの充実に努める所存でございますが、もし御自分が特に高血圧や糖尿病や肥満や、そして家族に脳卒中になった方がおられる場合などの危険因子がある方につきましては、御自分の脳の状態を知る貴重な機会のため、ぜひ脳ドックを受診されることをお勧めいたします。

なお、受診につきましては、現在のところ、あくまでも個人負担でございますが、今後は県内や近隣自治体におきます受診の助成制度等につきまして、現状、動向、助成制度の方法などの調査を行いますとともに、医療機関との協議などを行いまして、脳ドックの受診に係ります助成制度の実施について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、脳ドックの受診をされる場合などにつきましては、事前に保健センターに相談していただければ、医療機関などの情報提供をすることも可能でございますので、気軽に御相談いただきたいと存じます。

以上、安田議員からの御質問、ならし保育と脳ドックについてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

○3番（安田 功君） ただいまは大変丁寧な御答弁をいただいたと感じております。

そこで、もう1点、今回、町長にお尋ねしたいことがあります。

子育ては、若年層の定住にかかわる重要な課題であると感じております。子育て世代の大きな関心事は子育てと教育であります。その中でも、子育てに関して主な関心事は保育料や保育サービスであると感じております。

この点につきまして、現在、垂井町では、おおむね公立の保育園に通っていただくことが多くなっておりますけれども、今後、この保育に関して、民間の機関や法人に委ねていくという考えは少しはおありなのか、全くないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 安田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

子育て世代への支援ということで、保育、それから教育ということでございますけれども、これを民間業者に委託する考えがあるのかどうかということでございます。

前にも一度あったような質問かというふうに思ひますけれども、基本的に今、垂井町では4園化構想を進めるという形の中で、公立の施設等の統廃合を進める中で、よりよい環境をつくっていくための取り組みをしておりますが、現在、垂井町にははちす保育園という私立保育園がございます。

そういった中で、町からも補助金等、支援を大幅にしておるわけで、運営に当たっては非常にハチスさんも努力をしておられる。そして、町も一生懸命応援をしておるというような状況でございます。

当然に法人等がこれからまたそういった形が出てくる場合に、よりよい環境をつくっていくためには選択肢の一つであろうかというふうには思ひますが、これを今、積極的にすぐということではなくて、やはりそれも視野にあるという程度の状況かというふうに私は認識をしております。積極的に外部から呼んできて、それを展開させるということではなく、状況に応じて、出てこられる方があれば、それに対して、状況等を見ながら、地域の方々の理解というものも必要になってまいりますので、そういったものを踏まえる中で展開をしていきたい。決して排除するつもりはございませんが、今のところ、まず垂井町の施設について、この4園構想というものを進める状況の中で展開をしていきたいと考えておるところでございます。よろしく御理解賜りたいと思ひます。

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 最後になりましたが、2点通告しております。同僚議員が先ほどから質問等されておりますので、重複するところが多々あるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

私は、広島市の土砂災害、また道路占用物件等々の管理等々をお尋ねしていきたいと、このように思っております。

8月19日の深夜から20日未明にかけて、広島市を中心に局地的な豪雨がありまして、多くの土砂崩れ、土石流が発生しまして、亡くなられた方73名、行方不明1名と聞いておりますが、犠牲になられた方に対しまして深く御冥福をお祈りするものでございます。

ことは太平洋高気圧の張り出しが例年になく弱く、長期にわたりまして天候の異変がありました。また、これらの災害におきましては深夜ということで、雨量が217ミリ、観測史上最大の豪雨だったと、このように報じられております。



また、これらの場所におきましては、山地崩壊が三十数カ所発生しておりまして、山が山でないような状況だったというようなことも報じられております。

また、深夜ということで、なかなか住民へも避難勧告等を出しておられるのが遅いというような形もあったわけですが、このようなことにおきましては、今後、地球温暖化の影響におきまして、どこで発生するかわからないと、このようにも思っております。

垂井町は面積の60%近くが山林ということで、災害にもろいといえますか、弱い地形になっておるわけですね。山は東南を向いておりまして、伊勢湾からの風といいますか、雨風がともに当たるといってもございますし、海拔的には10メートル以下の栗原から、700メートル以上の北山まであるわけでもございます。

このような自然環境の中から、先ほども同僚議員が質問されておりましたが、洪水ハザードマップ等々作成されており、またこのハザードマップが関係者に十分渡っておるのか。配付されても、なかなか御存じのない方が多いと、このように思っております。

また、ハザードマップを見ると、50年に1回程度の災害の発生率、また大雨、河川の氾濫等を示しておるわけですが、これらの見直しですね。広島市でこのような豪雨があったわけですが、うちは大丈夫か。また、今後に向けて、関係者の皆さんにこれらを十分PRしていただきたいと、このようにも思っております。

先ほど申しましたが、避難勧告等は早目に、また空振りを恐れずに出していただきたいと思っておりますし、今、垂井町では屋外の行政無線がありますが、このような豪雨ですと、何を放送しておられるのか、さっぱりわからないというような状況かと思うわけですが、できるだけこれらを早く改善するように、できれば戸別的にもよろしくお願ひしたいと、このようにも思っております。

また、垂井町は、過去に多くの災害が発生しておるわけですが、相川の決壊2カ所、また泥川等も2カ所あったと思ひますし、また梅谷、大滝等の土石流発生、また多くの橋梁の流出等々が発生しております。これらの災害をもとに、今の垂井町、急傾斜地崩壊対策事業等々、多くの施設が完成しており、災害には強くなっていると、このようにも思っておりますが、これらの機能の中に、土石流等々で満杯になった施設、堰堤等があるわけですが、これらをしゅんせつすることによって、下流域の皆さんが安心・安全の生活ができる環境が整うと思っております。これらを町事業として早急に取り組んでいただきたいと思っております。ぜひこれらのことについて、町長の考えをお尋ねしたいと、このように思っております。

次でございますが、道路占用物件でございます。町におきましては、町道に街路灯とか、カーブミラー、また交通標識等々もございまして、道路構造物として、橋梁、ガードレール、ガードパイプ、防護フェンス等々設置されているわけですが、これから日一日と日照時間も短くなってまいります。小学校の子供たちの下校時、薄暗くなってまいりますし、また境野を初め、伊吹、大滝、梅谷等の子供は大変だと、このように思っております。主に田んぼの中等々、街路灯はあるわけですが、切れているものもあろうかと思っております。これ

らの点検はどのようにされるのか。

また、街路灯、カーブミラー等々、ポールの支柱等々には番号が登録されておりますが、これらの管理はどうされるのか。強風等におきますと、一、二本倒れるというような形も今までもあるわけですが、これらを防ぐためにも、これらの管理の方法をお尋ねしておきます。

また、道路構造物等、フェンス、ガードレール等々がさびて、見苦しいものもあるわけですが、これらを早急に取りかえていただきまして、関係者の皆さんが美しい道路と喜ばれる道路づくりをよろしくお願ひしたい。これらも町長にお尋ねしたいと、このように思っております。

さきに同僚議員も質問されましたが、町長も、あと任期としては半年足らずとなっておりましました。その他、多くの積み残し事業もあるようでございます。来期に向けて、これらの事業を職員一丸となって、また取り組んでいただくようお願いしたいと、このように思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の1点目、広島市での土砂災害で学ぶものの中の洪水ハザードマップの見直し、それから関係する皆様へのPR、それから砂防施設の土砂しゅんせつについて答弁させていただきます。

建設課において、地震ハザードマップを平成20年3月に、洪水ハザードマップについては平成21年3月に、地区別土砂災害ハザードマップは平成22年度にそれぞれ作成し、関係する地域の全世帯に配付をいたしましたものであります。

現在は、役場窓口で希望者にお渡しするほか、町ホームページで常時閲覧することが出来ます。また、「広報たるい」により、ホームページで閲覧できる旨の周知に努めているところであります。

これらの図書につきましては、県の関係機関等の指導を仰ぎながら、今後必要が生じる都度、速やかに見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、砂防堰堤の土砂しゅんせつでございますが、これは毎年県事業として順次実施されておりますが、予算上の制約やしゅんせつ土砂の搬出先の確保が必要なことなどから、現在、一部の施設で満砂に近いものがございます。これらは緊急性の高いものとして、県土木事務所へ早急にしゅんせつするよう要望いたしてまいります。

次に、御質問の2点目、道路占用物件、構造物等の管理はの中の、道路構造物と附属物である防護柵について答弁をさせていただきます。

高度成長期に整備されたトンネル、橋梁などの道路インフラが昨今急速に高齢化が進んでおり、道路のメンテナンスサイクルの早急な構築が求められる時代を迎えております。そのため、先般、道路法と、これに基づく政令、省令が整備をされ、定期点検の義務化が図られたところ

でございます。

これに対応するため、岐阜国道事務所が中心となって、県下の自治体、道路会社等が組織する岐阜県道路メンテナンス会議が本年発足をし、全県的に長寿命化サイクルの構築の取り組みに着手したところであります。本町においても、県下の自治体と歩調を合わせ、長寿命化に取り組んでまいります。

議員御指摘の防護柵についても、道路附属物として、同様に定期点検を実施する中で、緊急性の高いものから順次改修をいたしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 丹羽議員の広島市での土砂災害で学ぶもののお尋ねのうち、施設によっては土砂などで満杯の状況で、機能が働いていない。しゅんせつ工事を町単独でという内容の御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

土砂の流出を防備するための施設として、治山施設である堰堤がございますが、この治山堰堤設置の目的は、土石流の発生時に下流へ土砂や倒木の流出を抑止することや、土砂等の堆積により溪床勾配を緩和して侵食防止をするとともに、山裾を固定する。そうすることによって、崩壊を未然に防ぐという働きもございます。したがって、堰堤背面の土砂をしゅんせつすることは、場合によっては施設本来の機能の一部を損なうものと考えられることもあります。

現地の堆積土砂の状況に合わせた排土や、新たな施設の設置、間伐などの森林整備などを含め、総合的な対応を検討してまいりたいと考えております。

このようなことから、十分な現地調査を行うとともに、町単独での検討はもちろんです、県施行事業の要望活動も進めてまいりたいという考えでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 丹羽議員の質問の中から、避難勧告の発令、また防災無線の更新時期、また街路灯の管理状況の御質問がございました。それについてお答えをさせていただきます。

初めに、空振りを恐れない避難勧告等の発令につきましては、本年4月に国が避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを改定いたしまして、定常的、また客観的な支障による避難勧告等の発令基準の考え方を示されております。また、このガイドラインの中には、議員申されましたとおり、空振りを恐れず、早目の避難勧告等を発令するよう記載されております。国・県からも指導をいただいているところでございます。当町におきましても、避難勧告等の発令基準につきましては国のガイドラインに沿った形で運用しておりますので、よろしく御願いたします。

次に、防災無線はいつ改善されるのかという点でございます。

本町の防災行政無線につきましては、昭和47年に、県下に先駆けまして町全体に設置し、昭和61年に全面改正を経て、現在に至っております。平成22年の基本構想業務にて防災行政無線のデジタル化を決定いたしまして、以降、更新に向けて準備を進めております。デジタル化する場合は約3億円程度の負担を予想しております。これは、現庁舎に親局施設を整備し、更新した場合の想定で算定しておりますが、庁舎を拠点としておりますので、今後、庁舎問題とも一緒に考えていく必要がございますので、この点、御理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

次に、街路灯やカーブミラーの管理についてでございます。

現在、番号登録にて管理しております街路灯の球切れとか、カーブミラーの方向修正、角度調整などの連絡があり次第、随時早急に対応しておるところでございます。

また、街路灯のポールとか、カーブミラーの支柱の腐食につきましても、同様に支柱の立てかえ、または電柱共架等の対策を行っております。

今後、全ての街路灯、またカーブミラーの総点検を行い、適切に管理していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず、2点ありました。しゅんせつを町単事業でやったらどうかという部分、それから、道路維持管理、施設管理についてでございますが、まずしゅんせつ関係、満砂状態の堰堤等をどうするかということでございます。

今、担当課からお話をしましたように、堰堤にも、砂防堰堤、それから治山堰堤と2種類あるわけで、それぞれ土木事務所の土木の管轄、それから農林の管轄という形の中で堰堤が管理されておるところでございます。

産業課から申しましたように、むやみやたらに、山を守るという部分では、取っただけでいいというわけではないという状況を見ながら、バランスをとりながらやっていくということも必要でございますし、一方、土砂の下流部への流出ということに関しましては、やはり少しでも取ったほうが安心があるということでございます。そこら辺の見きわめをしながらやっていくわけですが、いずれにしても、この堰堤、県管理の施設でございまして、県の事業の中で進められておるところでございます。

また、土砂の搬出につきましては、ある部分予算の中でやる状況がございまして、やはり一番の問題はどこに捨てるかという部分。それから、その土砂を取りに行く道路の問題がございまして、つくったときにそこまで考えておればいいんですけども、なかなかそうはいかないところがあって、やはり地権者の方に協力いただいて、林道を開削していかなければいけないというような場合もございます。そういった場合にやはり費用がたくさんかかるわけで、一遍

にたくさんというのはなかなか難しい状況にあります。ですが、今までずっとお話があるように、こういった土砂災害、危険を十分予知する上では、少しでも安全な状況をつくっておくということからも、県に事業費の確保等を強く働きかけておるところでございますし、また、この事業に当たっては、地権者の方にも御理解を求めながら事業を進めておるところでございます。一遍になかなかいかないところがございますけれども、少しずつ確実に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思うところでございます。

また、道路構造物の維持管理につきましては、これまでも順次進めておるところでございます。ただ、さび等がありましても、まだ十分耐え得る状況があるというようなときには、なかなか手がついていないという現状がございますけれども、つい最近も用水路脇のフェンス等をかえて、さび等をすっかり撤去して、新しい感じになったと。まさに新しい施設であれば、すごくきれいに感じる。これはやはり意識の問題として大事かなというふうに思うところでございますが、やはりこれも予算の中で動いておるといような状況の中で、一遍にいかないところがございます。ですが、危険の状況、あるいは住民の安全・安心を確保するためというような優先順位をつけながら、順次取り組んでおるところでございますので、何とぞ御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

最後に、来期に向けてという御質問でございました。

冒頭、一番最初にその質問が出ましたので、少し私も面食らったところがございますけれども、そのときちょっと言い忘れたところでございます。来期に向けて、もちろん何とか頑張りたいという思いでございますが、まず私は、これまでこの12年間、私を支えていただきました町民の方々、そして議会関係者の皆様、町職員に感謝を申し上げたいというふうに思っておりますのでございます。非常に未熟ではありましたけれども、何とか12年間この町政を担わさせていただきましたのは、多くの方の支えがあったからこそと感謝申し上げておるところでございます。

この現在、課題が山積する中であって、今も財政のことを少しお話しましたけれども、一遍になかなか進まないところがございます。しかし、事業は継続して進めていくものであるという思いでございます。職員もまた、そういった意識の中で、垂井町の将来を見据え、一生懸命頑張っておるところでございます。

住民の信託が得られるのであれば、この職員のリーダーに立って、垂井町のさらなる発展のためにしっかりと尽くしたい。継続する事業をしっかりと継続する中で、垂井町の発展をしっかりと担いたいという思いでございます。来期、またひとつ頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導いただきたいと思うところでございます。十分な答弁にはなりませんでしたが、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時53分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 富 田 栄 次